

松川町景観計画



むらやま公園

長野県松川町

松川町景観計画

長野県松川町

目次

1. はじめに

1-1. 「景観」とは	1
1-2. 景観計画	2
1-3. 役割と責務	3

2. 景観まちづくりの背景

2-1. 松川町景観計画策定の背景	4
2-2. 松川町のまちづくり	5
2-3. 松川町景観計画の狙い	6

3. 松川町の景観特性

3-1. 地形的特徴	7
3-2. 植生	9
3-3. 歴史	11

4. 地域別景観特性

4-1. 大島・元大島地域	12
4-2. 上片桐地域	17
4-3. 生田地域	19

5. 景観計画の区域

5-1. 景観計画の対象	23
--------------	----



6. 良好な景観の保全と育成に関する方針

6-1. 将来像	24
6-2. 景観保全と育成の基本方針	24
6-3. 地域区分	25
6-4. 地域区分別の基本方針	26

7. 行為の制限に関する事項

7-1. 届出対象行為	31
7-2. 景観育成基準	33

8. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定に関する事項

8-1. 景観重要建造物の指定の方針	49
8-2. 景観重要樹木の指定の方針	50
8-3. 景観重要建造物等の指定に係る手続き	50

9. 良好な景観保全と育成のために必要な事項

9-1. 屋外広告物の表示、設置等の制限	52
9-2. 景観重要公共施設の整備に関する事項	54
9-3. 眺望景観の保全と育成に関する事項	55

10. 景観まちづくりの推進に向けて

10-1. 景観に対する町民意識の醸成	56
10-2. 住民の景観育成活動の促進	57
10-3. 住民協定の推進	58
10-4. 景観まちづくりの体制、仕組みの充実	59
10-5. 景観計画の見直しについて	59

1. はじめに

1-1. 「景観」とは

「景観」とは、まちを構成する自然や建築物・工作物、遠くの山並みなど、わたしたちが目にする「風景」や「景色」と呼んでいる眺めそのものです。

また景観が成立するためには、単に物理的なものの眺めだけでなく、「人が見る」ということが必要で、物理的なものの眺め（＝景）を人が感じる（＝観）によって成立します。

さらに景観は、地域の歴史や文化、地形や生態系などの自然、澄んだ空気やせせらぎの音、四季や時間の移り変わり、私たち一人ひとりの暮らしや経済活動と、技術の進歩や法律等の制度などが一体となってつくられるものです。



● 近景 [概ね 0 ～ 500 m程度]

近景は、場合によっては、視認できる範囲が視対象の一部となり、視対象の素材や表面の仕上げを理解することができ、構成要素の動きなどを理解することができる程度の景観です。

● 中景 [概ね 500 m～ 3,000 m程度]

中景は、視野に視対象のみをとらえることができる距離で、視対象自体に明暗や色彩の違いを認識することができ、視対象自体の形や動きや構成要素の配置などを理解できる程度の景観です。

● 遠景 [概ね 3,000 m程度～]

遠景は、視対象と背景が一体となって見える景観で、視対象のみを取り出すことが難しい景観です。

視対象と背景とのコントラストや視対象のアウトラインによって構成される景観です。

参考：青森県景観計画策定ガイドライン

1-2. 景観計画

「景観計画」は、景観行政団体となった市町村が総合計画など市町村の上位計画と整合を図り、地域住民との協働により良好な景観保全・形成を図りながら、地域の特性を活かした「景観づくり」を具体的に実現していくための計画です。

景観計画

◎印は必須事項
○印は選択事項

◎景観計画区域

- ・ 景観計画にて取り組む範囲

○良好な景観の形成に関する方針

- ・ 景観形成に係る特性・課題の整理
- ・ 景観まちづくりの将来像
- ・ 良好な景観の形成に関する方針

◎良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- ・ 届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導
- ・ 建築物・工作物のデザイン・色彩については、条例を定めて、変更命令も可能
- ・ 開発許可基準追加条件による上乗せ基準の設定

◎景観重要建築物・樹木の指定方針

(景観区域内にこれらの指定の対象となる建築物又は樹木がある場合に限る)

- ・ 景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全

○景観農業振興地域整備計画の基本事項

- ・ 農山村らしさの回復を目指すとともに、景観調和のとれた農業上の土地利用や農業用施設の整備

○景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準

(道路・河川・公園等)

- ・ 公共施設の管理者が、景観計画に基づいて公共施設を整備

○屋外広告物の表示及び掲出に関する行為の制限

- ・ 景観形成の方針に応じた、屋外広告物の制限に関する基準を整備

○自然公園法の許可基準

- ・ 自然公園法に基づく規制について上乗せ許可基準を定める

○景観地区の制定(都市計画区域内)

- ・ 都市計画の手法を活用して、より積極的に良好な景観の形成を図る地区について指定
- ・ 建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積などについての総合規制
- ・ 建築基準法の斜線制度の適用除外

○準景観地区の制定

(都市計画区域外)

○景観協定の締結

- ・ 住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくり

※景観育成／景観形成について、長野県では長い時間を積み重ね良好な景観を創造していくという趣旨で「景観育成」と表現しています。

「景観行政団体」とは景観行政を担う主体のことで、政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になります。



1-3. 役割と責務

本町の良好な景観保全及び育成を担う主役は私たちです。

住民や地域、事業者、町（行政）が景観について共通の認識を持ち、お互いの役割と関わりを理解しながら信頼関係のもとに「共創」の精神で取り組むことが必要です。

（１）住民の役割

- 自らが景観育成の主体であることを認識し、積極的に取り組みます。
- 町が実施する景観育成に関する施策、また地域で行う景観育成に関する取り組みに協力するとともに、自ら進んで良好な景観の育成に努めるものとします。

（２）地域の役割

- 景観は地域環境とも深く関わることを認識し、地域で積極的に景観育成に関する取り組みを行うよう努めるものとします。
- これまで地域で行ってきた伝統文化や伝統行事などは、景観育成を図る上で重要なことを認識し、末永く後世に残すよう努めるものとします。

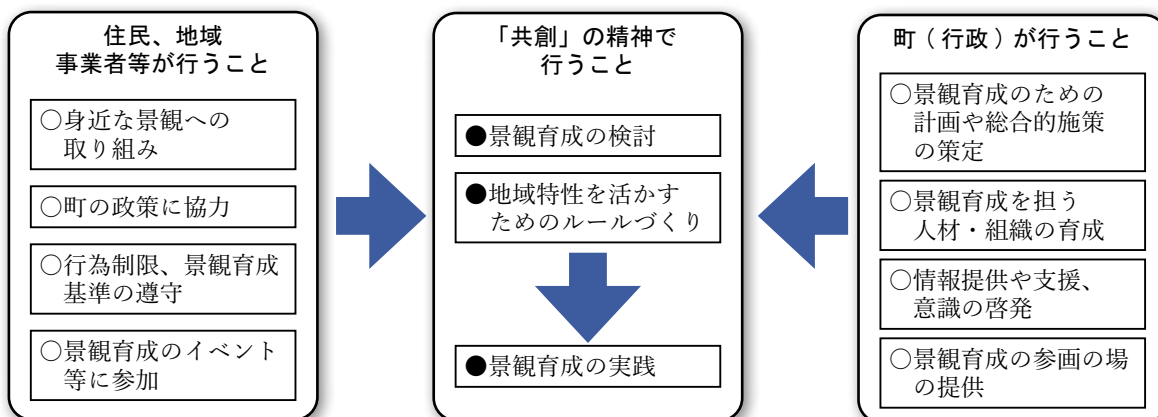
（３）事業者の役割

- 景観に影響を与える行為を行うに当たっては、良好な景観育成に資するため、地域住民その他の関係者に対し、当該行為に係る工事等に関する説明及びその他情報の提供を行うよう努めるとともに、これらの者の意見に配慮するものとします。
- 業務を行うに当たっては、地域住民の行う景観の育成に関する活動を尊重するものとします。
- 町が実施する景観育成に関する施策に協力するものとします。

（４）町の役割

- 景観育成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとします。
- 景観育成の中心的な役割を担い地域の特色に応じたきめ細やかな取り組みに努めるものとします。
- 良好な景観育成が後世に渡り、持続性を持って「住民」「地域」「事業者」などが取り組めるよう、情報の提供及び助言、取り組みに対する支援をきめ細やかにを行います。

【各主体の取り組み】



2. 景観まちづくりの背景

2-1. 松川町景観計画策定の背景

本町を取り巻く環境では、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道などの整備が進んでおり、多様な整備効果が期待されています。

そのような中で、自然、立地条件や利便性、「くだものの里」の町としての取り組みにより生じる人の流れ等を活かし、住みやすいまちづくり、地域の活性化に取り組んでいます。

これらの取り組みにおいて“景観”も土地利用や経済活動と密接な関係にあることから、良好な景観の保全や育成を通じて、まちづくりに繋げていきます。

〈景観とまちづくりに関する背景〉

《町の現状と課題》

- 町の人口は減少、今後も減少が続く見通し H17：14,117人→H27：13,241人，R2.10.1 現在 12,486人
- 人口構造は、少子・高齢化（H27 年少人口 1,660人，老年人口 4,032人）
- 生産年齢人口（15～64歳）も減少 H17：8,240人→H27：7,549人
- 移住・定住対策の推進 → 持続可能な町づくり
- 計画的な土地利用の推進 → 住宅等の開発と優良農地、自然地の保全
- リニア中央新幹線、三遠南信自動車道が整備中 → 整備効果の反映
- 農家の高齢化、担い手不足等 → 歴史ある果樹栽培を柱とする農業振興
- 観光DMO（南信州まつかわ観光まちづくりセンター）を発足 → 観光産業の充実と交流人口の創出
- 近隣市町への商圈移動 → 既存商店街の集客力低下
- 空き家、遊休農地の増加 → 美観、防犯等の面から利活用方法等の検討
- 激甚化する自然災害 → 水害、土砂災害等の備え

《町の景観に関する住民の意識（アンケート・ワークショップ結果より）》

- ふたつのアルプスと天竜川、片桐松川、段丘からなる伊那谷
- 松川町を連想させるもの（山並み、水田・果樹園、片桐松川、自然の豊かさ、四季の変化、眺望など）
- 樹木、草花（桜、大樹、ツツジなど）
- 地域の文化、祭事（どんど焼き、部奈獅子神楽、神社の祭事、あらい祇園祭など）
- 歴史ある建物、史跡（お城跡、片桐宿、道祖神、石仏など）
- まちの美観（ゴミ、投棄）
- 里山、河川、竹林等の維持・管理
- 空き家、遊休農地の利活用
- まちづくり 松川インター周辺や、あらい商店街の魅力アップ、若者が集まるまち、にぎわいづくり
- 景観育成活動への支援、助成
- 魅力発信、情報発信や景観、まちづくり意識の共有



2-2. 松川町のまちづくり

他にはない自然や風景、豊かであたたかな風土に見守られながら、人のつながりを大切に、住民の主体的な取り組みを守り育ててきたことは、この町の財産です。この財産を未来につなげ、安心して暮らし続けられる地域を目指します。

総合計画に掲げた将来像

**「いっしょに育てよう
一人ひとりが輝く 笑顔あふれるまち まつかわ」**

●総合計画〔改訂版〕の基本的な考え方

今日、長寿命化・情報化・グローバル化など急激に社会が変化している一方で、本格的な人口減少時代の到来、自治組織の運営困難化、土地・ひとの空洞化、災害対策等、地域における課題も続出しています。

総合計画〔改訂版〕では、こうした時代の変化と地域の実情を踏まえ、テーマを「持続可能な地域づくり」に据え、その実現に向け、政策を推進します。

●総合計画〔改訂版〕の基本方針と施策大綱（景観計画関連部分を掲載）

基本方針 多様性を生かした自治づくり

施策大綱 持続可能な自治組織づくり

地縁の枠を乗り越えて、そこに住むすべての人にとって居場所と役割のある自治組織のあり方を、住民と一緒に考えます。

施策大綱 移住定住の促進

移住・定住支援に関する事業の充実を図り、人口の急激な減少の緩和を図ります。

基本方針 安心で安全な住みよい暮らしづくり

施策大綱 自然環境・景観の保全と適正な土地利用の推進

地域の優れた景観の保全と周辺環境との調和を図るため、景観計画及び条例策定をします。

基本方針 活力ある産業が息づくまちづくり

施策大綱 関係人口の構築

松川町及びその周辺地域に存在する地域資源を磨き、活用するとともに、地域の産業や活動を繋ぐことにより、滞在交流観光の推進、交流人口の増加、産業の活性化、移住定住の促進及び地域住民の誇りの醸成を図り、もって持続可能な地域づくりを目指します。

リニア中央新幹線・三遠南信自動車道の開通を見据え、この地に訪れる人が親しめる開かれた地域づくりを推進します。

2-3. 松川町景観計画の狙い

松川町は、100年の歴史を誇る果樹栽培を中心とした農業や、2つのアルプスを望む周囲の山並みと天竜川河岸の段丘地形からなる優れた眺望が特徴です。

これらを活かし、良好な景観資源（町の眺望・風土、農村風景、まちなみ環境、歴史・文化）の保全と育成を通じて、地域ブランドや町の魅力を高め、人々が集まる持続可能なまちづくりを目指すものです。

①誰もが豊かに安心して暮らし続ける景観まちづくり

町に住んでいる皆さんが地域に愛着と誇りを持って、誰もが安心して暮らし続ける地域を目指して、美しい自然やまちなみの保全と育成に取り組み、暮らしやすい環境を作ります。

②移住や定住、U・I・Jターンにつなげる景観まちづくり

町の人口減少を少しでも抑え、松川町が将来も持続していくために、移住・定住対策や経済の活性化など様々な取り組みを進めています。

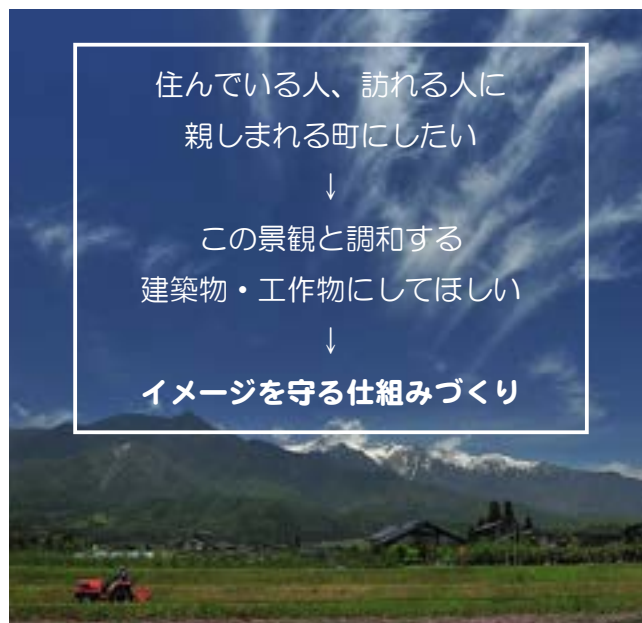
町の景観も松川町の魅力の1つであり、「帰ってきたい」「移り住んでみたい」と感じられるよう町の魅力を高めます。

③ブランドづくりと観光や農業などを通じた交流につなげる景観まちづくり

100年の歴史を誇る果樹栽培など自然を活かした農業をはじめ、多くの来訪者を迎えています。

また、（一社）南信州まつかわ観光まちづくりセンターが発足し、観光産業の強化、活性化にも取り組んでいます。

良好な景観資源（町の眺望・風土、農村風景、まちなみ環境、歴史・文化）の保全と育成を通じて、地域ブランドづくりや、魅力を高める支援につなげます。

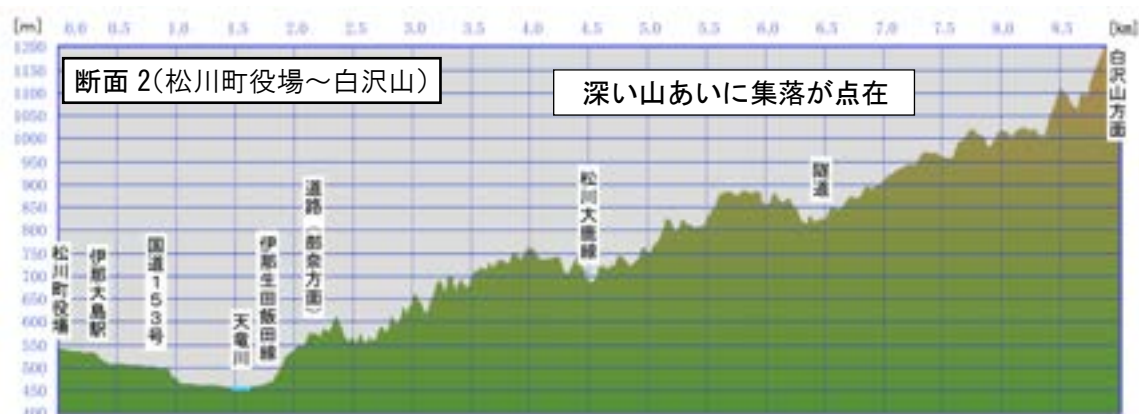
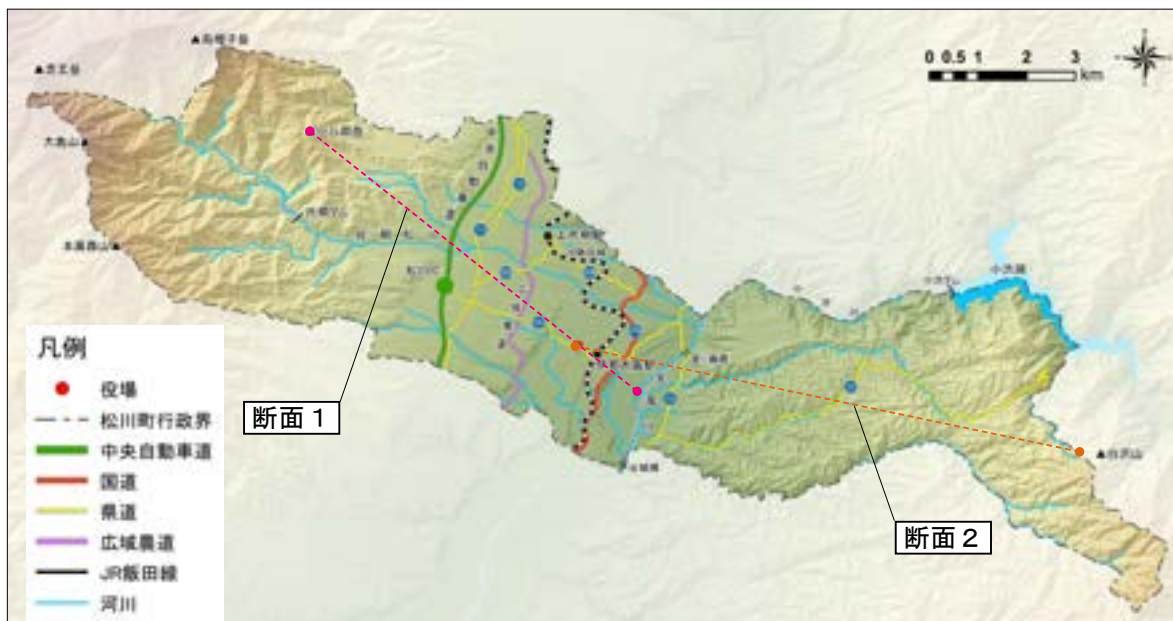


3. 松川町の景観特性

3-1. 地形的特徴

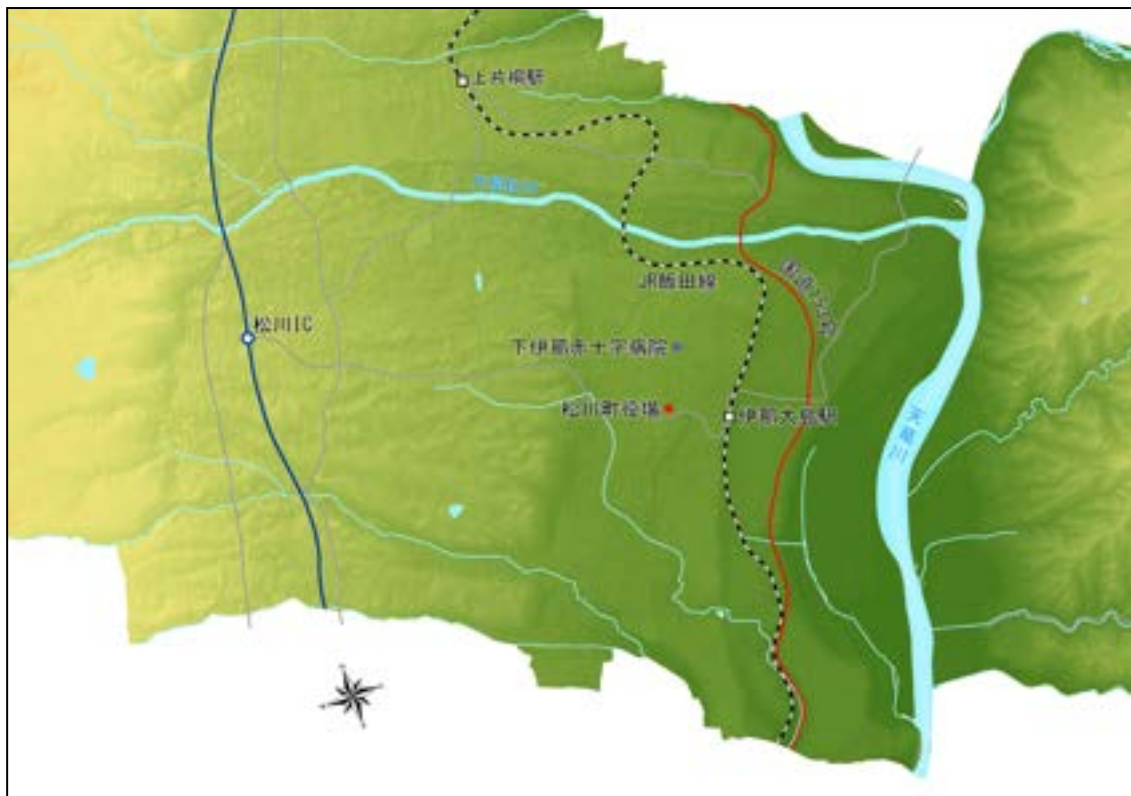
東西を山脈に挟まれている松川町は、標高差が大きいという特徴を有しています。標高が最も低いのは、台城付近の天竜川河原で標高約 480m、最も高い場所は中央アルプス側で大島山～念丈岳間のピークで標高約 2,240m であり、標高差は 1,760m にも及びます。

さらに地形断面をみると、天竜川の兩岸で異なる地形を有しており、松川町の特徴的な景観を形成する要素の1つとなっています。



参考：カシミール 3D にて作成

竜西方向では、西側の山々から天竜川にかけての段丘地形が特徴的で、段丘崖の緑が段差を美しく見せています。



竜東方向において天竜川から伊那山地へ続く急峻な山々が連なっています。高台に位置する部奈区は、周囲の眺望に優れ、2つのアルプスを望むことができます。生東区は、山々に集落が点在しています。



3-2. 植 生

標高が変わると成立する植生も異なるため、標高差が大きい松川町には多様な自然環境が存在し、松川町の景観を特徴づけています。

標高帯ごとの自然環境の概要を下表に示します。

表 松川町の標高ごとの自然環境

		標高	植生帯	主な植物	主な動物	場所
亜寒帯	亜高山帯	上部	ダケカンバ帯	ダケカンバ、ミヤマハンノキ、ミネカエデ	↑	念丈岳 2,303m
		下部	常緑針葉樹林帯	オオシラビソ、シラビソ、トウヒ、コメツガ、ハクサンシャクナゲ、ゴゼンタチバナ	ニホンカモシカ ノウサギ	大島山 2,158m 本高森山 1,890m
温帯	低山帯	1,700m	落葉広葉樹林帯	ブナ、ウラジロモミ、ミズナラ、ハウチワカエデ、ヤマブドウ、ナンタイシダ	↑ キツネ テン	小八郎岳 1,475m
		1,000m				
		下部	常緑針葉樹林帯・落葉広葉樹林帯	コナラ、クリ、アカマツ、ツガ、モミ、エノキ、ヤマツツジ、ワラビ	↑ イノシシ ↓	片桐ダム 城山公園
暖温帯	丘陵帯	500m	常緑広葉樹林帯	アラカシ、アベマキ、モウソウチク、チャノキ、ハリエンジュ、ベニシダ	↑ タヌキ ↓	町役場 台城公園 天竜川原
		480m				



天竜川原～念丈岳の標高分布区分

出典：「松川町史第二巻 松川町の自然」

次ページに、松川町の現存植生図を示します。現存植生図を見ると、景観的に目立つ段丘面は天竜川に近い場所でコナラ群落、平地に近い山地下部でアカマツ林が多いことが分かります。

標高が比較的低い山地はコナラ林、アカマツ林が多くを占めていますが、標高が上がるに連れてミズナラ林、カラマツ林が多くなっています。

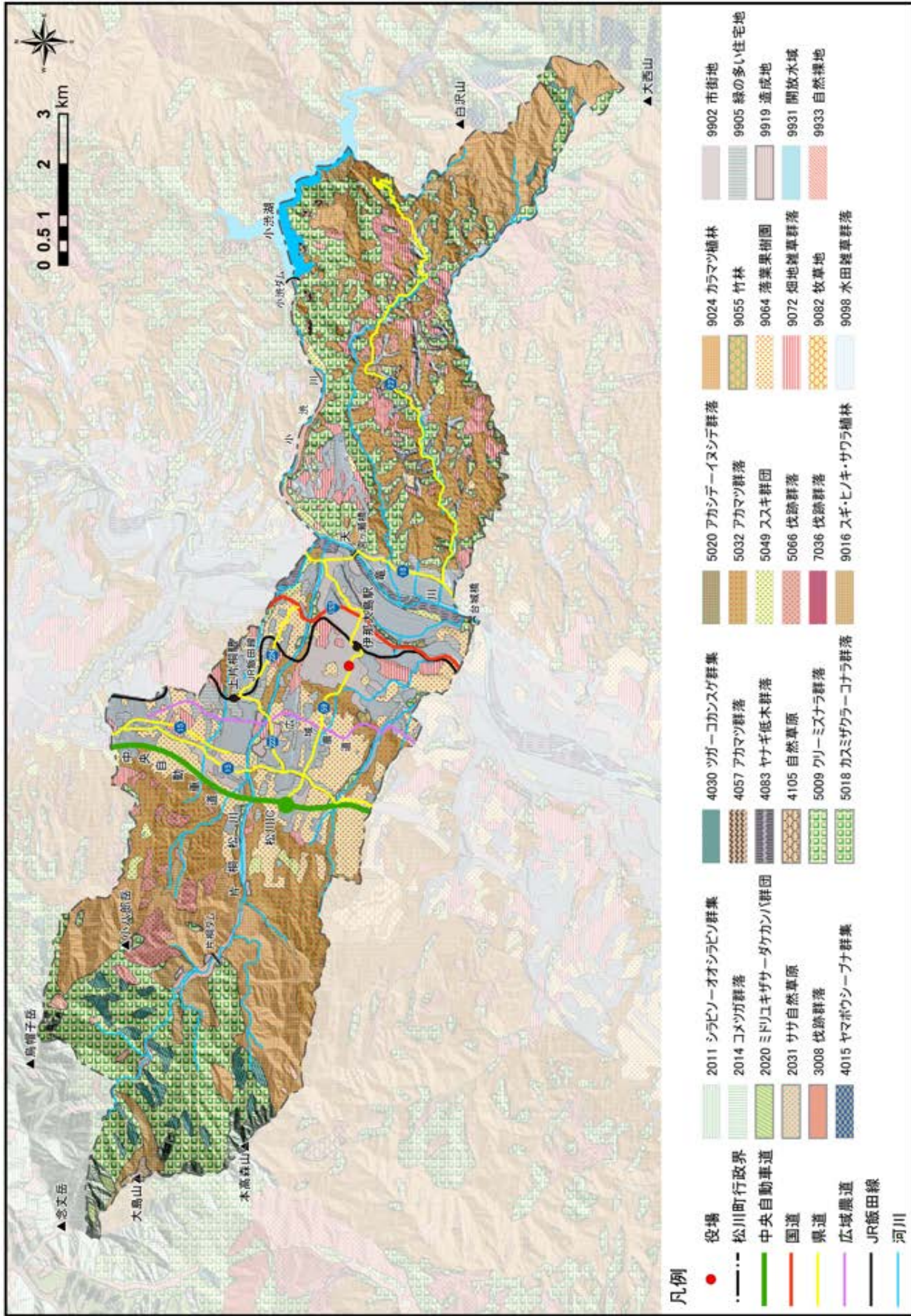


図 松川町周辺の現存植生図

出典：環境省自然環境保全基礎調査 自然環境情報 GIS データ（第2～5 回植生調査重ね合わせ植生）
 （環境省生物多様性センターウェブサイト、平成30年10月確認）



3-3. 歴史

松川町の前身である旧大島村と旧上片桐村は、どちらも天竜川左岸を南北に貫く伊那街道の宿場町として成立しました。伊那街道は江戸と近畿地方をつなぐ中山道の塩尻宿から南に分かれて、善知鳥峠を越えて伊那谷に入り、長野県の最南端である根羽宿から三河に入り、足助・岡崎を経て名古屋へ至る街道で、塩尻市から愛知県豊田市まではほぼ現在の国道153号に沿っています。この街道のうち、松川町を含む阿智村以北の区間は古代律令制下の令制東山道と考えられており、古くから人の往来が活発な街道でした。

中山道は江戸時代初期に整備された五街道の1つであり、東西日本を結ぶ重要な幹線道路でした。そのため公用人馬の往来が多く、また木曾福島に関所が置かれるなど、街道や宿駅での取り締まりが厳しく行われ、民間人の往来には制約がありました。一方、脇往還であった伊那街道はそのような制約が少なく、庶民の人馬に多く利用されました。特に、海と内陸を結ぶ重要な通商路として、沿海地域で産出される塩を初めとした海産物の輸送に盛んに利用されました。

伊那街道が整備され、通商路として利用されるようになったのは、武田信玄が伊那地方を統治していた頃と考えられます。「台城の城」として親しまれている大島城も武田信玄が修築・拡張しました。旧大島村はこの大島城の城下町として成立しました。大島城はその後、武田信玄の西上作戦上の重要な拠点として補強されますが、武田信玄の死去と織田軍の甲信侵攻により落城しました。

江戸時代になると、飯田城主京極氏によって伊那街道の飯田～飯島間が天竜川沿いの低地から山沿いの高台に付け替えられました。この時、松川町内では大島と片桐に伝馬宿が整備されました。これ以降、民間の輸送機関である中馬の発達により、人や物資の往来が盛んとなって各宿場は賑わいました。

なお、伊那街道の片桐宿とその北隣の飯島宿の間は二里（約8km）、大島宿とその南隣の市田宿の間は一里十三丁（約5.3km）であるのに対して、大島宿と片桐宿の間は十八丁（約1.9km）と近接しています。これは、大島宿と片桐宿の間を松川が流れているためと考えられます。松川はしばしば出水し、当時は丸太橋程度の橋しか架かっていなかったことから、出水のたびに流失して通行止めになりました。ここには、川を渡るのを助ける瀬越人足もありました。

片桐宿が置かれていた上片桐地区には古い家屋が残り、宿場町であった頃の趣を残しています。

一方大島宿があった大島地区では、道路改良や家屋の建て替え等により、宿場町当時の建物はあまり残っていません。



図13 伊那街道要図（京国・歴史の道調査報告書より）

出典：「松川町史第三巻 松川町の歴史」



台城公園

4. 地域別景観特性

松川町には、3つの地域及び8つの自治区があります。

それぞれの地域及び自治区では、立地条件や土地利用状況等の要因から特徴的な景観を有しています。

4-1. 大島・元大島地域

大島・元大島地域は、古町、上新井、名子、大島区から成り、商工業地と住宅地が集中する地域と、農地と住宅地が混在する地域があります。

① 古町

農地と住宅地が混在する地域で、農地では水稻、野菜等の栽培が行われています。史跡である大島城跡は、台城公園として親しまれています。

分類	良好又は大事にしたい景観要素
眺望	中央アルプス・南アルプスの眺望、台城公園からの眺望 眼下のまちなみ（夜景含む）、天竜川、花火（中川、生田方面）
農地・果樹園	前河原の田園風景、果樹（桃、柿）の収穫風景、柿すだれ
自然・樹木	妙泉寺の桜、カヤの木、ツツザキヤマジノギク、ホタル
河川・水辺	天竜川沿いの水辺、農業用水路、湧水
道路・鉄道	沿道の家並み、田園と飯田線の風景
建築物・工作物	—
歴史・文化	台城公園、八幡大神社（春秋まつり）、林叟院のダルマ市、ほんやりラジオ体操の風景（古町）、石仏



台城公園からの眺望



前河原の田園風景



台城公園のつつじ



果樹園



② 上新井

JR 飯田線東側から国道 153 号の間は、あらい商店街を中心とした商業地域となっており、国道 153 号東側下段は農地と住宅地が混在する地域となっています。

あらい商店街や大洲七椏神社では、お祭りや神事なども行われており、伝統文化の継承や商店街の活性化などに取り組んでいます。

分類	良好又は大事にしたい景観要素
眺望	中央アルプス、南アルプスの眺望、電車が通る風景 松川沿い（鯉のぼり）の風景
農地・果樹園	前河原の田園風景、新井上段の農地
自然・樹木	大洲七椏神社の藤、片桐松川沿いの桜並木、ホタル シダレザクラ、大洲七椏神社の千年杉
河川・水辺	天竜川、片桐松川
道路・鉄道	運動公園からみる飯田線（電車）、小松川橋からの眺め
建築物・工作物	伊那大島駅（駅、周辺の花壇）、あらい商店街
歴史・文化	大洲七椏神社（伝統行事、祭事）、長光寺、八大龍王様、あらい祇園祭 石仏



伊那大島駅



あらい商店街



大洲七椏神社の祭事



あらい祇園祭

③ 名子

行政、教育、福祉の中心地として発展しており、名子地区北側は都市計画区域の用途地域に指定され、南側は農地と住宅地が混在する地域となっています。

分類	良好又は大事にしたい景観要素
眺望	中央アルプス・南アルプスの眺望 城山公園からの眺望（南アルプス、段丘）
農地・果樹園	上大島の果樹園、名子中央保育園周辺の水田
自然・樹木	片桐松川沿いの桜、城山公園のシダレザクラ、つつじ
河川・水辺	片桐松川
道路・鉄道	名子交差点付近から城山方向の眺め
建築物・工作物	名子中央保育園、小中学校・役場などの景色 あらい商店街のまちなみ（美富久付近から）
歴史・文化	城山公園、神護原神社、華厳寺 木造毘沙門天立像、ほんやり、石仏



城山公園（名子城跡）からの眺望



名子中央保育園周辺の水田



雪化粧の城山



名子中央保育園



参道が長い神護原神社



④ 大 島

農地と住宅地が混在する地域で、果樹の栽培、観光農園等が盛んに進められています。

西山地域周辺では、清流苑、リフレッシュタウンまつかわの里等の観光交流拠点、健康福祉拠点として賑わいをみせています。

分 類	良好又は大事にしたい景観要素
眺 望	中央アルプス・南アルプスの眺望、小八郎岳からの眺め 原田の堤からの星空、増野地区上段からの眺望、池の平からの眺望
農地・果樹園	果樹園の風景
自然・樹木	清流苑周辺の自然、およりの森、原田の桜、アカモズ、梨の木 りんごの木(100年の古木)、アキアカネが飛び交う風景、モリアオガ エル(青年の家)
河川・水辺	片桐ダム周辺(紅葉)、池の平周辺
道路・鉄道	沿道の果樹園、並木の風景
建築物・工作物	—
歴史・文化	弥勒寺の石仏、桜山不動尊、大島神社(春祭り)、堤原神社の石碑 円通庵、石仏



大島・元大島地域の景観資源



4-2. 上片桐地域

⑤ 上片桐

商工業地、住宅地と農地が混在する地域であり、JR 飯田線上片桐駅は学生をはじめ、多くの利用者と賑わいを見せています。上片桐駅周辺には松川北小学校や松川高等学校などの文化教育拠点が集積しています。

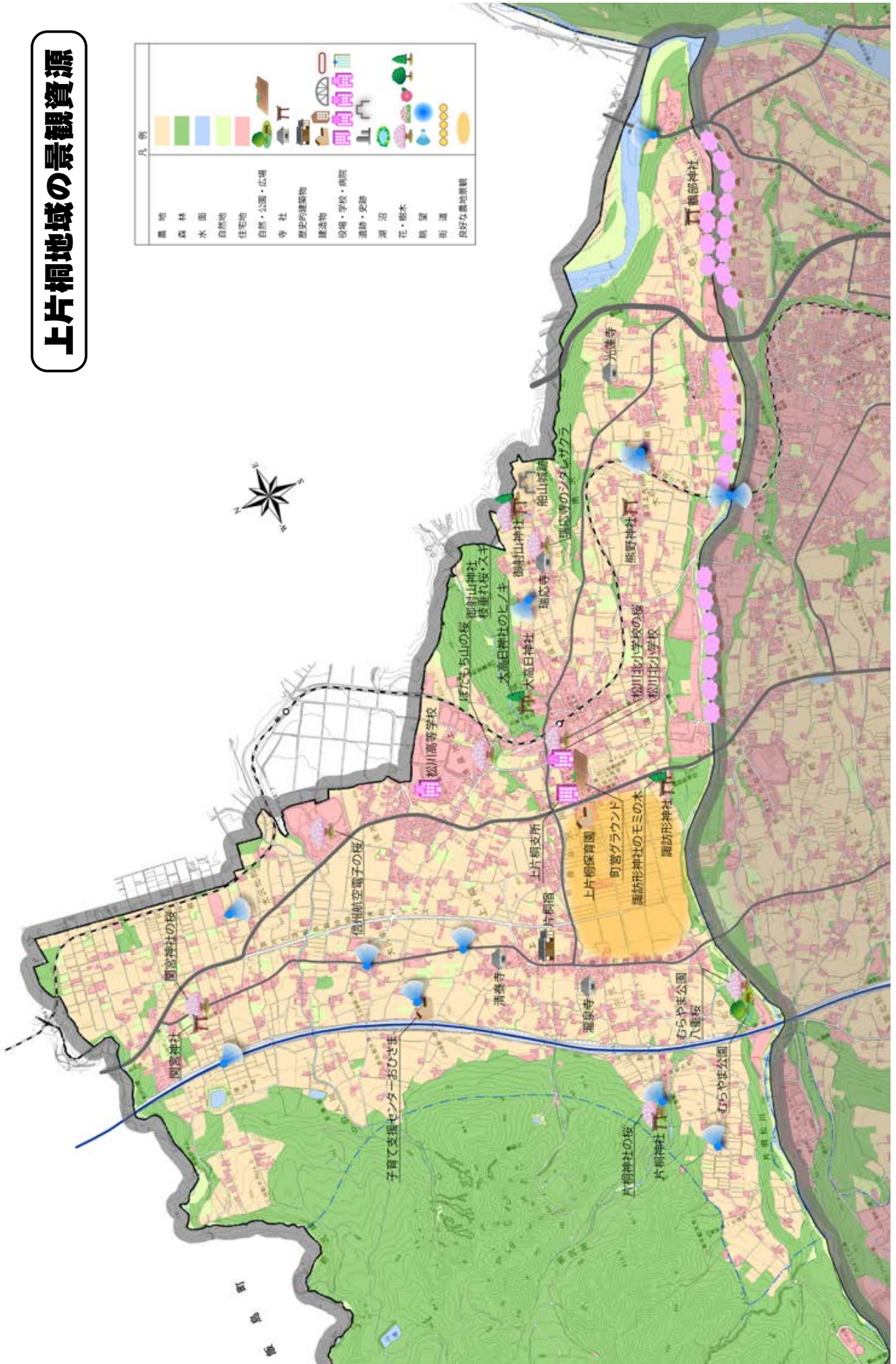
JR 飯田線西側の上段一帯では水稲、果樹、花卉栽培等が行われています。

分類	良好又は大事にしたい景観要素
眺望	中央アルプス、南アルプスの眺望、電車が通る風景 小八郎岳からの眺望、小八郎岳登山口からの眺望、段丘の眺め 部奈からみた上片桐のまちなみ、舟山城から天竜川の眺め
農地・果樹園	果樹園（リンゴ、ナシ）
自然・樹木	信州航空電子周辺の桜、片桐松川沿いの桜 諏訪形神社のモミの木、関宮神社の桜、北小学校の桜・ホタル 新田井のホタル、モリアオガエル、こぶしの木 小八郎岳の自然（ササユリ）、区有林、大高日神社のヒノキ
河川・水辺	片桐松川、関谷原堤（周辺の景色）、大沢堤、片桐ダム周辺
道路・鉄道	上片桐バイパス沿道の眺め、J R 飯田線（Ωカーブ）、石の橋脚 上街道（三州街道・伊那街道）
建築物・工作物	片桐宿問屋周辺のまちなみ、子育て支援センターおひさまからの眺め
歴史・文化	舟山城跡、大高日神社、清泰寺の閻魔堂、御射山神社（御柱） 瑞応寺、光蓮寺、石仏、片桐神社（成り立ちと地域とのつながり）



上片桐地域の景観資源

凡例	
農地	農地
森林	森林
水面	水面
自然地形	自然地形
住宅地	住宅地
自然・公園・広場	自然・公園・広場
寺社	寺社
歴史的建築物	歴史的建築物
建造物	建造物
役場・学校・病院	役場・学校・病院
遺跡・史跡	遺跡・史跡
湖沼	湖沼
花・樹木	花・樹木
眺望	眺望
街道	街道
良好な農地景観	良好な農地景観



4-3. 生田地域

生田地区は、福与、部奈、生東区から成り、大部分を急峻な山間地が占めており、松茸、山菜など地域資源に恵まれた地域です。

⑥ 福 与

農地と住宅地が混在する地域で、南部には生田工業団地があります。

農地では水稻、野菜等の栽培が行われています。

分 類	良好又は大事にしたい景観要素
眺 望	中央アルプスの眺望、倉平から高森方面の夕焼け、天神山からの眺望
農地・果樹園	天竜川沿いの水田、倉平の水田とカエルの声、そば畑の継続
自然・樹木	ホタル、福与保育園の桜、天竜川沿いのネジ花 三柱神社・円満坊の桜、嶺岳寺の彼岸花
河川・水辺	天竜川（河川と夕焼け、星空）
道路・鉄道	宮ヶ瀬橋
建築物・工作物	福与ふるさとふれあい館
歴史・文化	三柱神社祭り、ほんやり、福与城 円満坊 木造阿弥陀如来坐像・十一面観音菩薩坐像



田園地帯



天竜川から見る中央アルプス



円満坊の桜



嶺岳寺の彼岸花



福与ふるさとふれあい館周辺

⑦ 部 奈

周囲を森林に囲まれた地域で、農業では水稻、果樹を中心とした農作物が栽培されています。

近年では新規就農によるIターン者も増加傾向にある地区です。

分 類	良好又は大事にしたい景観要素
眺 望	中央アルプスの眺望、水田の風景、展望公園からの眺望 眼下のまちなみ（夜景含む）、天竜川、花火、入倉堤からの眺望
農地・果樹園	水田、農作業の様子、果樹園、堤周辺
自然・樹木	前田諏訪神社のかしの木、桜（堤周辺、さとやま自然園ほか）、ホタル
河川・水辺	堤周辺
道路・鉄道	部奈坂からみる風景
建築物・工作物	水力発電施設（鉄管路）、部奈文化伝承センター
歴史・文化	前田諏訪神社、部奈獅子神楽、ほんやり、石仏・石碑群 前田縄文式遺跡、桃井城跡、ラジオ体操の風景



部奈の水田



部奈文化伝承センター



入倉堤からの眺望



展望公園からの眺望

⑧ 生 東

全域を急峻な山間地が占めており、地域内に集落が点在しています。

分 類	良好又は大事にしたい景観要素
眺 望	中央アルプスの眺望、星空、塩倉から飯田方面の眺望、馬原山からの展望、観陽丘からの眺望（飯田方面、古民家）、赤岩からの眺望
農地・果樹園	梅松苑周辺の田園
自然・樹木	ミツバツツジの群生地、生田グラウンド周辺の桜並木 五本松、八重桜、大杉、ゲンジボタル、モリアオガエル モウセンゴケ（梅松苑）、ミヤマトサミズキ
河川・水辺	寺沢川、間沢川源流、小さな滝、メダカ養殖池
道路・鉄道	大鹿村へ通じる古道、林道
建築物・工作物	旧松川東小学校
歴史・文化	長峰の道祖神跡、双体道祖神、芳重地蔵、長峰と中山の三十三丁観音



観陽丘からの夕日



梅松苑付近の田園風景

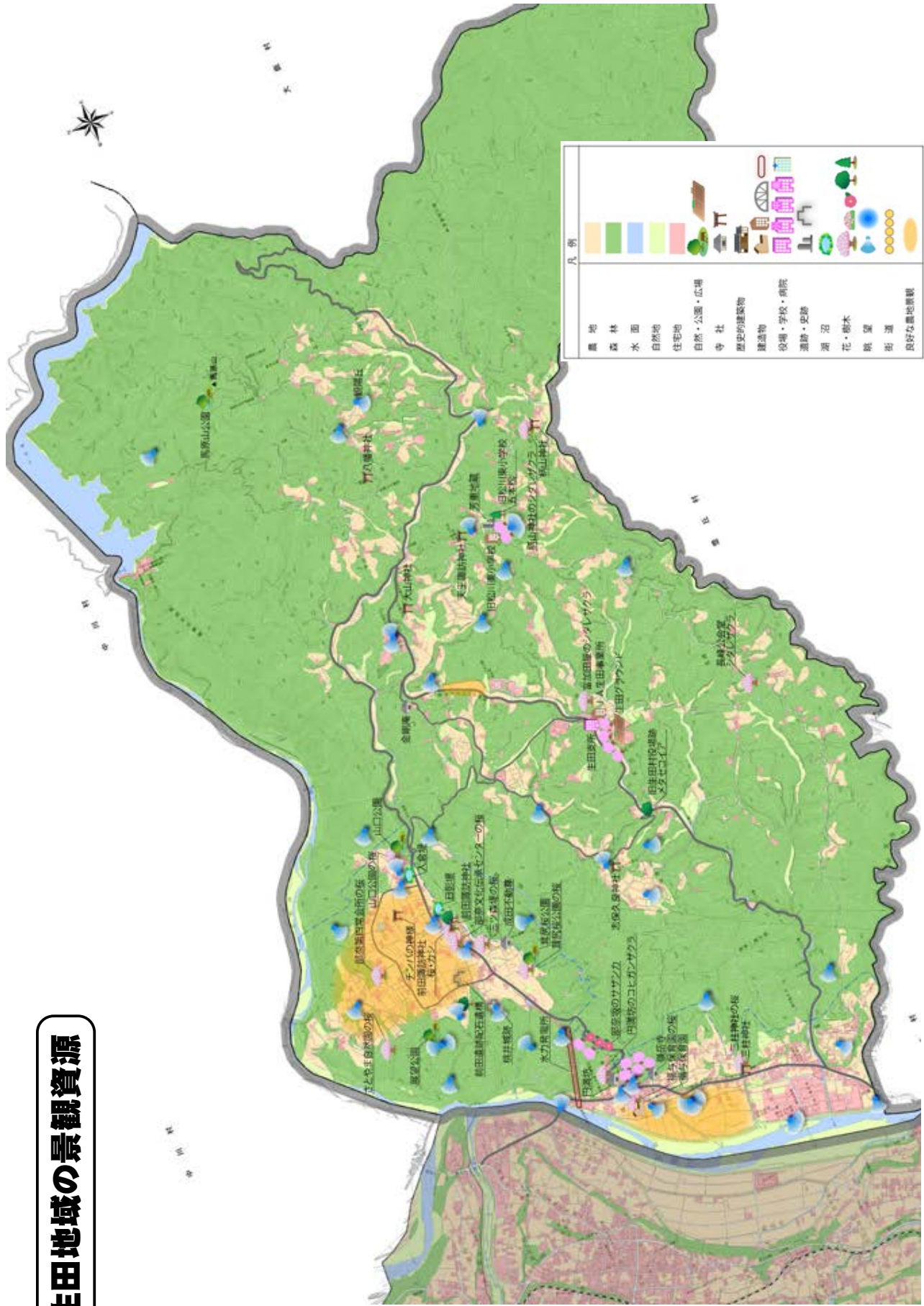


旧松川東小学校



生田グラウンド周辺の桜並木

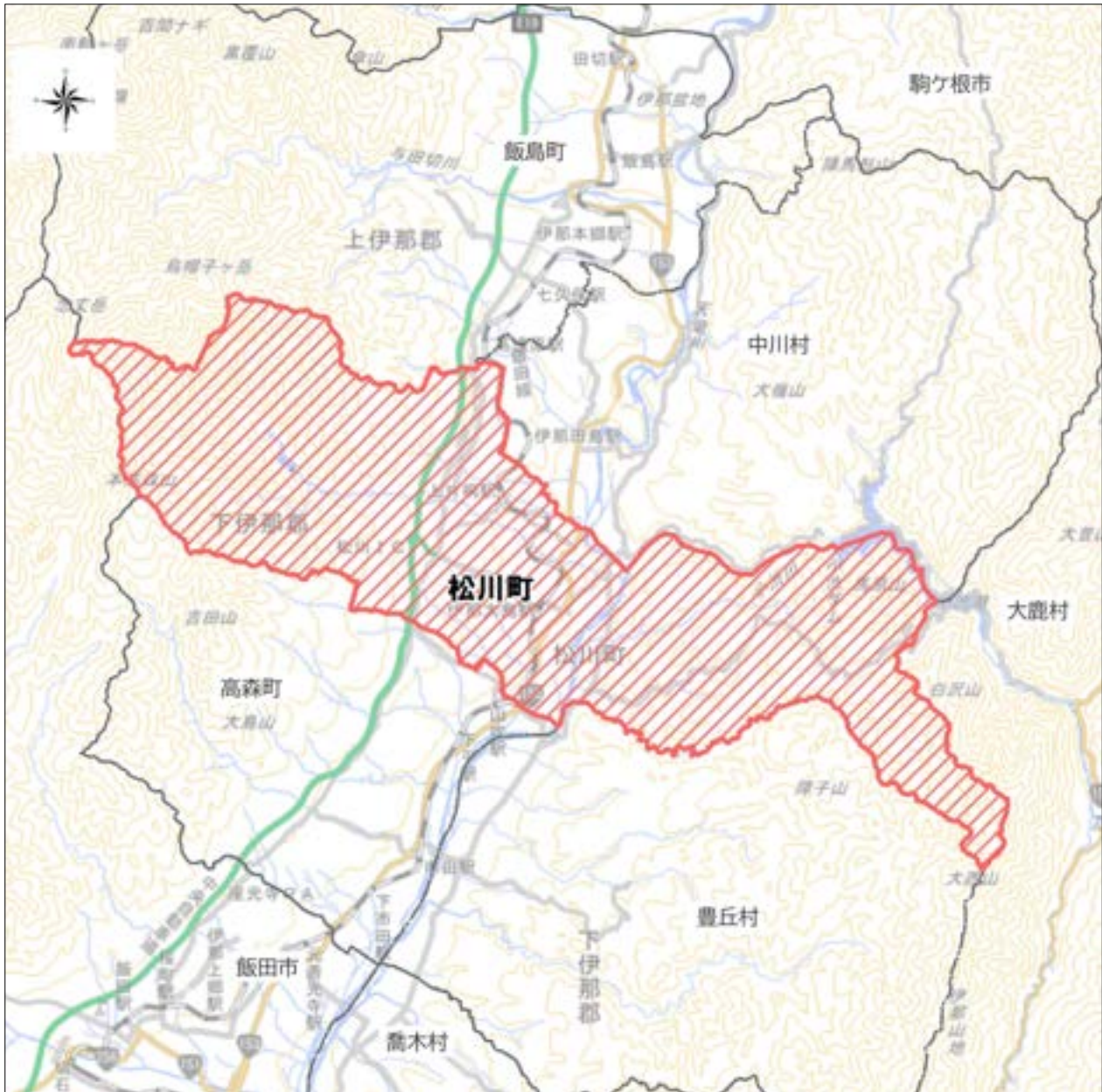
生田地域の景観資源



5. 景観計画の区域

5-1. 景観計画の対象

松川町の良好な景観を保全・育成していくため、松川町全域を景観計画の対象区域とします。



6. 良好な景観の保全と育成に関する方針

6-1. 将来像

地域の特色や景観的特性を生かし、松川町の良好な景観保全と育成に向けた基本理念と景観づくりの基本方針を次のように設定します。

基本理念

「美しい自然や風土を生かした人々が集う景観づくり」

6-2. 景観保全と育成の基本方針

①自然や風土・歴史文化が根付く景観づくり

松川町の特徴的な景観要素は、自然や風土、人々の営みのなかで築き上げられてきた歴史や文化が息づいているものです。これら郷土の景観を損なうことがないように大切に守り、将来に継承するとともに、まちの資産として活かす景観づくりを目指します。

②町を元気にする景観づくり

四季を通じて多様な姿を見せる松川町の景観は、住んでいる人には潤いとやすらぎを与え、訪れる人には感動を与えてくれます。

多彩で魅力ある景観資源は町の大切な財産と認識したうえで、松川町らしい個性と魅力ある景観を育み、町を元気にする生き生きとした景観づくりを目指します。

③住む人の心づかいが感じられる景観づくり

私たちが日常で目にする景観は、人々の暮らしの営みそのものです。

いつまでも快適な環境で生活を送れるよう、町の景観について人々の意識を高め、住民の心づかいが美しいふるさととして現れる景観づくりを目指します。

④愛着と誇りがもてる景観づくり

町民の誰もが誇りと愛着をもてるよう、町民、事業者、行政といった景観づくりの担い手が、ともに手をたずさえ、松川町の魅力を共有し、協働による景観づくりを目指します。

⑤次の100年を目指す景観づくり

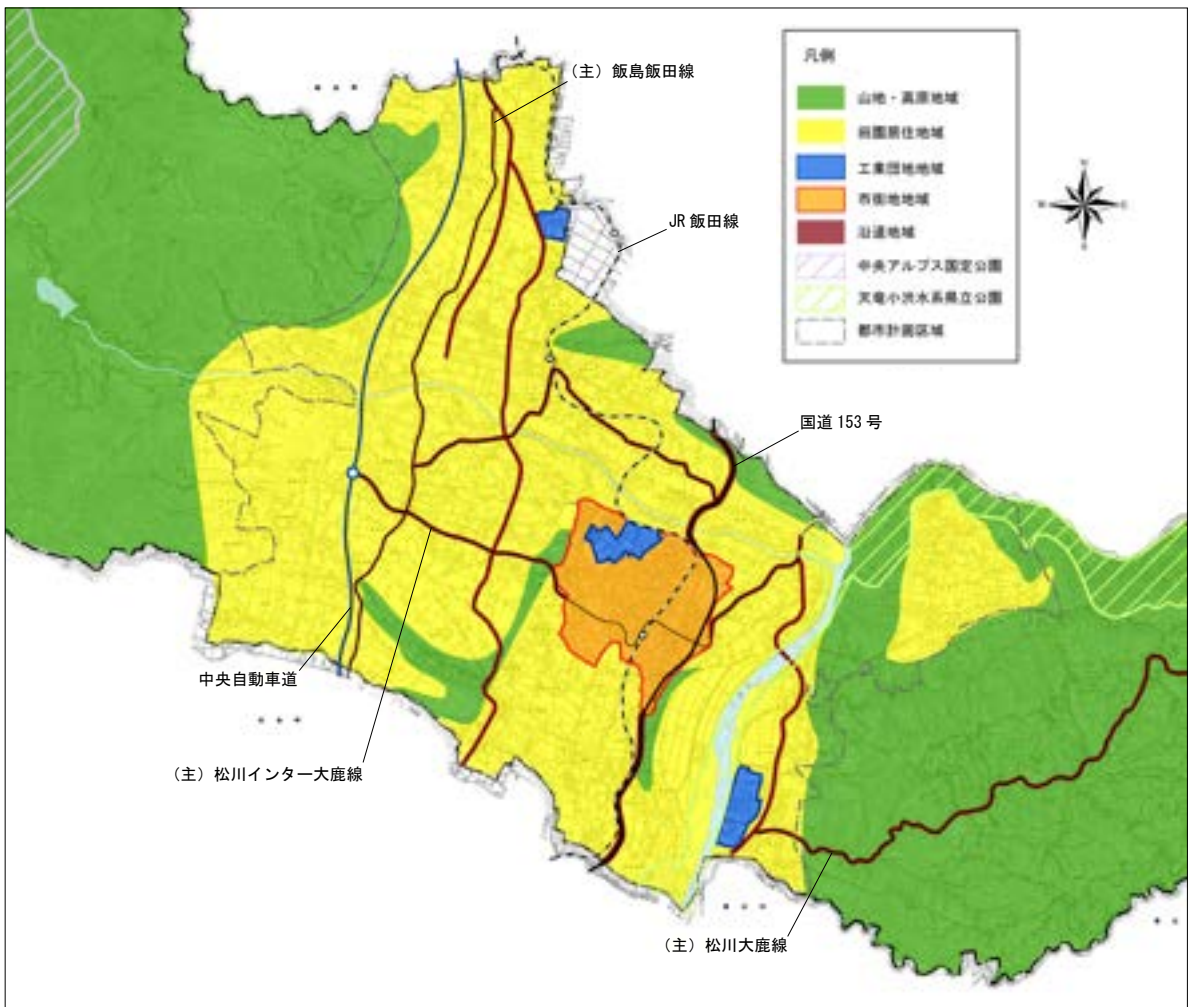
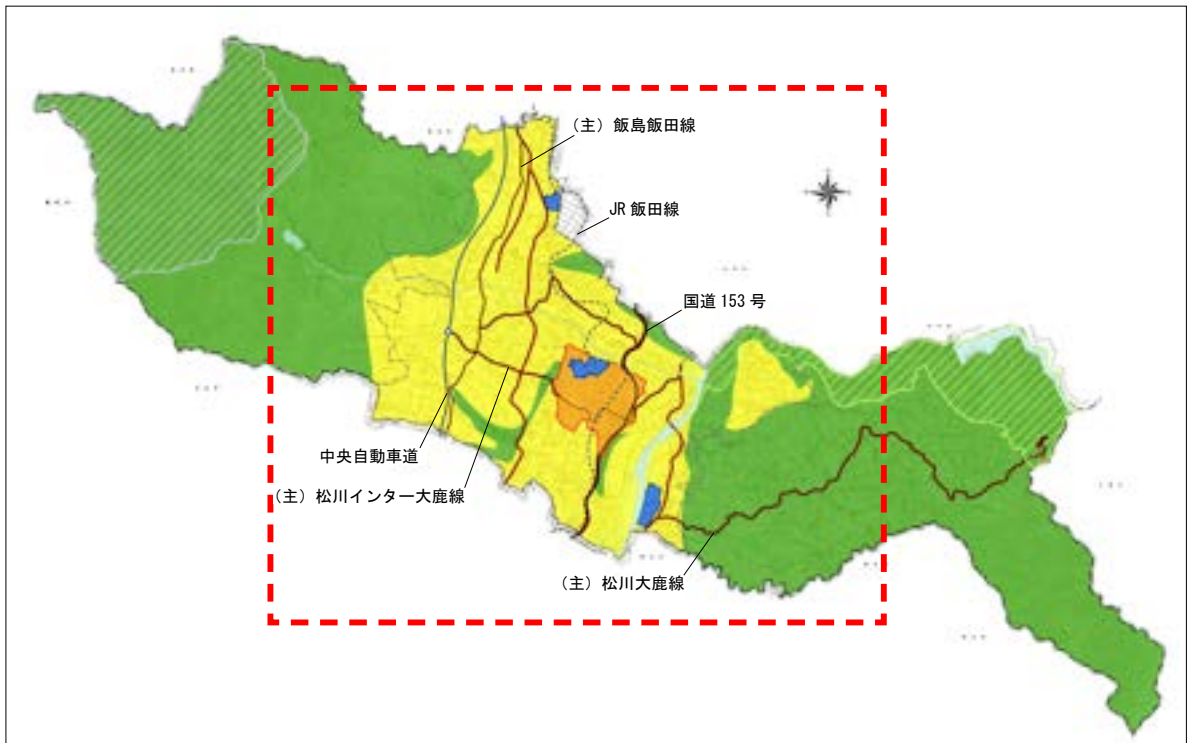
自然及び気候が多様な恵みを育み100年の歴史を重ねた果樹園は、本町の特徴的な農業景観です。また二つのアルプスから連なる山林は本町のみならず、周辺市町村とともに一体的な伊那谷の景観をつくっています。

これからも農業の振興や観光振興に努めるとともに山林の適正な管理や育成を通して、次の100年に繋がる美しく自然豊かな景観づくりを目指します。



6-3. 地域区分

松川町の土地利用や景観特性等から「山地・高原地域」「田園居住地域」「工業団地地域」「市街地地域」「沿道地域」に区分します。



6-4. 地域区別の基本方針

地域区別に、景観まちづくりの基本方針を次のように設定します。

(1) 山地・高原地域



○豊かな自然環境・自然的景観の保全

- ・自然の豊かさや景観の特徴である良好な眺望景観の対象として、自然公園法などの適切な運用に努めます。
- ・地形の改変や森林の伐採など、周辺の緑を基調とした景観を損ねる行為を適切な方向に誘導します。

○里山の景観の保全と育成

- ・農地や集落、背景をなす里山や段丘林は、計画的な森林施業と適切な維持管理に努めます。

○水辺景観の保全

- ・山あいを流れる河川は、水源の保全に努めるとともに水辺景観として保全します。

○建築物などの適切な景観誘導

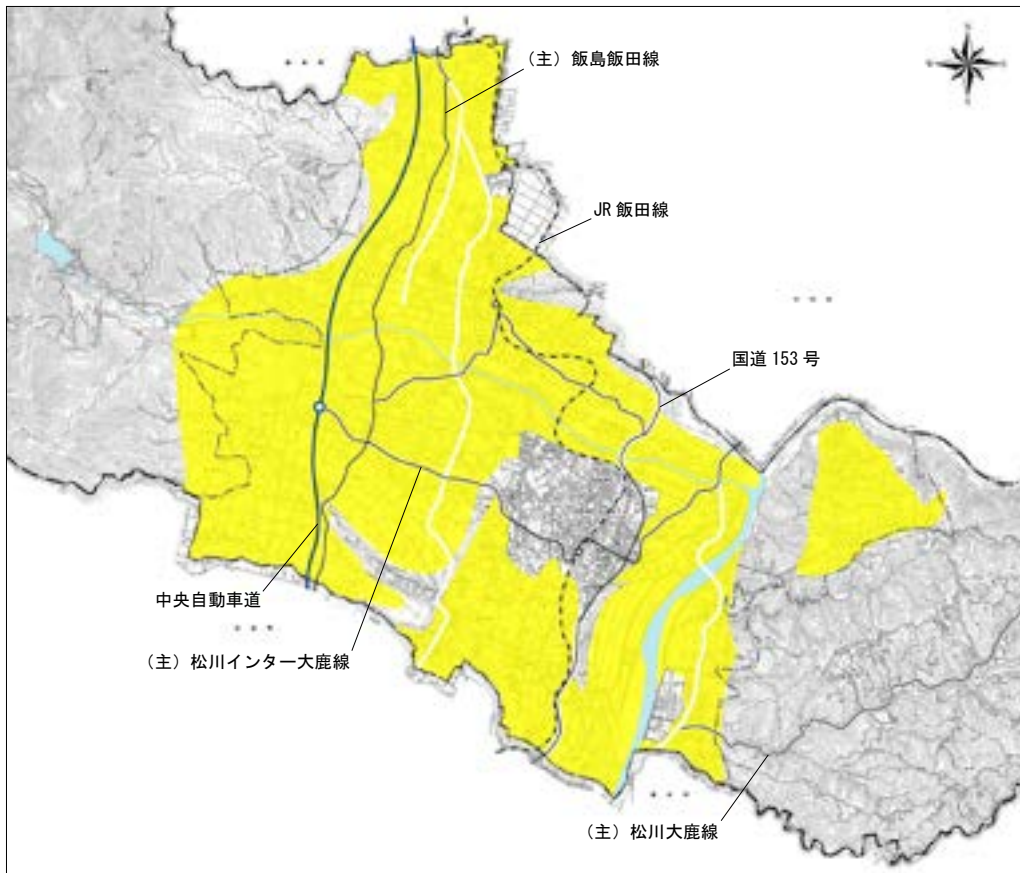
- ・建築物や工作物などの人工物の設置については、周囲の自然景観になじむ規模や色彩のほか、緑化などによる修景に努め、周辺の自然と調和するよう誘導します。

【景観保全と育成の方針】

- 特徴的な町の地形を魅せる緑の保全・育成
- 地域や所有者と連携した、竹林や森林の適正な維持・管理



(2) 田園居住地域



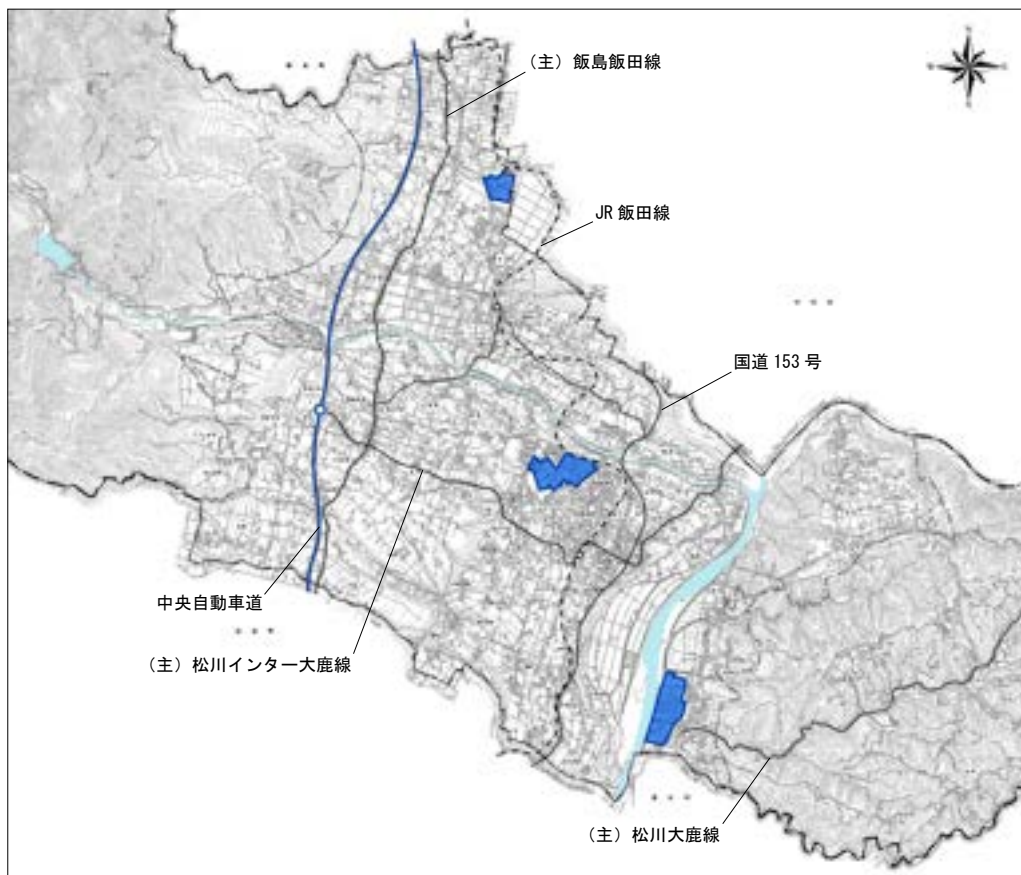
○農地を主体とした農業集落景観の保全と育成

- 町の特徴である果樹園を主体とする農地について、農業支援を通じて農地の維持・保全と、遊休農地の有効活用など、効率的かつ総合的な利用推進により、良好な景観の保全に努めます。
- 傾斜地などの地形を活かした特徴的な農地や背景となる緑、水路や石組みの擁壁など、自然と暮らしが共生した景観を保全します。
- 建築物や工作物などの人工物の設置については、周囲の自然的景観になじむ規模や色彩へ配慮のほか、緑化などによる修景によって、周辺の自然に調和したものとなるよう誘導します。

【景観保全と育成の方針】

- 二つのアルプス（中央アルプス、南アルプス）等の山々を借景とした眺望景観の保全
- 優良農地の保全
- 周囲の山並み・農地と集落の景観が調和する建築物の形態意匠や色彩等の誘導
- 生垣など敷地内緑化や沿道緑化の推進

(3) 工業団地地域



○清潔感があり、先進的な工業団地景観の育成

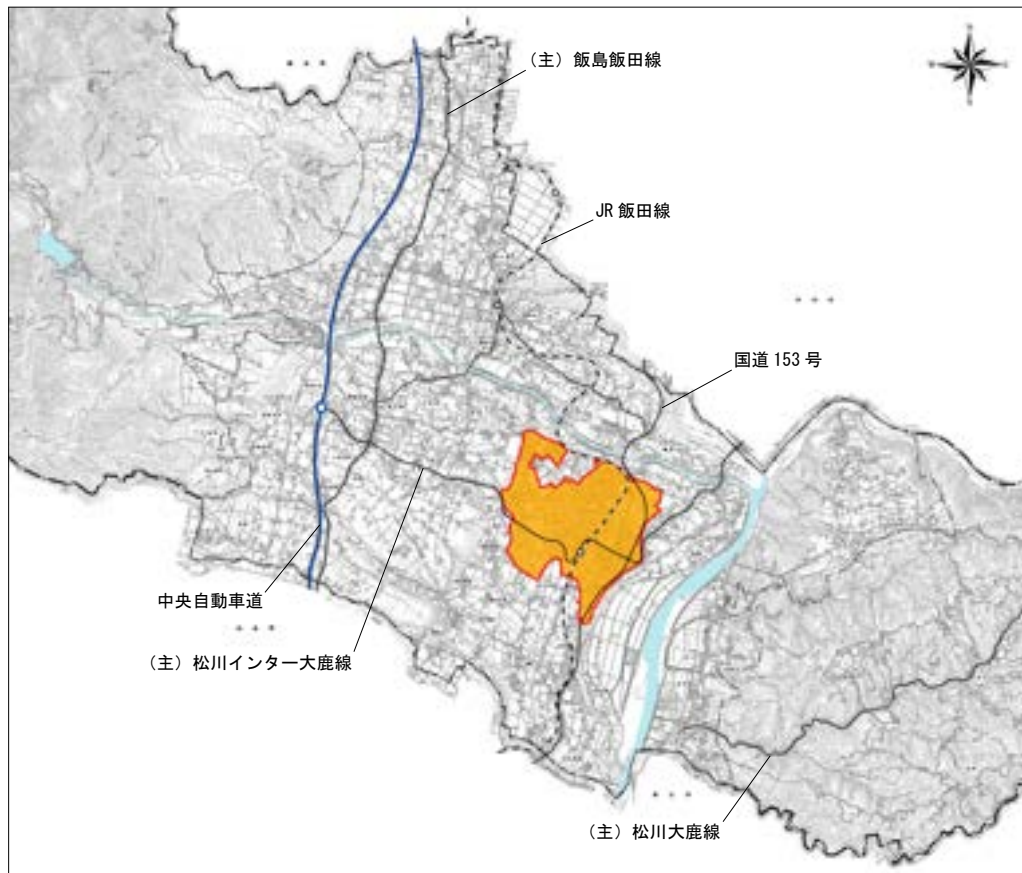
- 工業団地における工場や倉庫等の産業施設では、清潔感が感じられる明るい色調を基本とし、先進性が感じられる景観を目指します。
- 付帯施設や外構、工作物等を含む外観全体の見え方を工夫し、周辺環境と調和する親しみやすい工業団地景観の創出を誘導します。
あわせて周辺の緑化を促進するなど、うるおいの感じられる景観の創出にも努めます。

【景観保全と育成の方針】

- 建築物のデザイン、清涼感のある工業地景観の育成
- 住宅や農地等の共存・調和（周辺の住宅地、農地等に配慮した景観育成）
- 中高層建築物の適正な立地誘導・景観的配慮
- 建築物等の位置や高さなど、ゆとりある空間形成への配慮
- 圧迫感の少ない建築物の形態や色彩など質の高いデザインの誘導
- 沿道緑化や生垣など敷地内緑化の推進



(4) 市街地地域



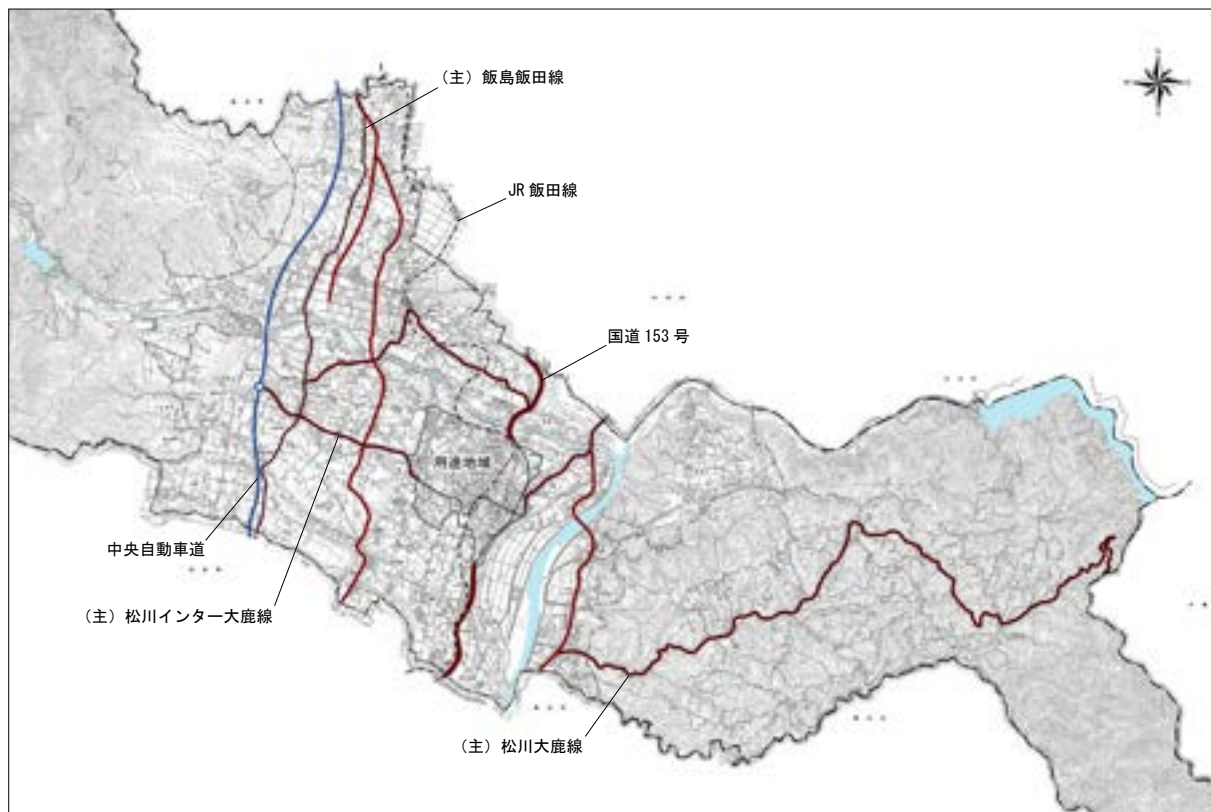
○地域の特性に応じたまちなみの形成

- 住宅地においては、派手な色彩の建築物の立地を抑制するなど、落ち着きやすらぎの感じられる暮らしの場にふさわしいまちなみの景観を育成します。
- 道路に面した緑はまちなみにうるおいや彩りを与える重要な要素と捉え、それらを活かした景観を育成します。
- 商業地においては、まちなみとしてのまとまりや連続性に配慮した建築物や屋外広告物の掲出などを誘導し、にぎわいを創出できる商店街を形成します。

【景観保全と育成の方針】

- 隣地や地域で協調した良好な住環境の形成
- 建築物等の位置や高さなど、ゆとりある空間形成への配慮
- 建築物のデザインや色彩など一体的な景観形成の誘導
- にぎわいのある商店街の育成
- 空き家、老朽家屋の対応
- 中高層建築物の適正な立地誘導・景観的配慮
- 沿道緑化や生垣など敷地内緑化の推進
- 商業施設、商店街における統一サインの推進

(5) 沿道地域



— 道路の両側 30m が沿道地域

○自然と調和した道路景観の形成

- 山間部に位置する道路及び沿道の景観は、森林や水辺など豊かな自然環境との調和に配慮し、道路の附属施設や沿道の法面・擁壁などの修景を誘導します。

○周辺景観と調和した道路景観の形成

- 幹線道路及び沿道の建物については、周辺の景観に対する圧迫感や威圧感を軽減するなど、良好な沿道空間の創出と景観形成を誘導します。また、緑化を推進してうるおいの感じられる景観を誘導します。

【景観保全と育成の方針】

- 沿道緑化など四季の彩りやうるおいのある道づくり
- 沿線の優良農地や山並みの眺望区間の保全
- 屋外広告物・看板等の適正配置の誘導、統一サインの整備等

7. 行為の制限に関する事項

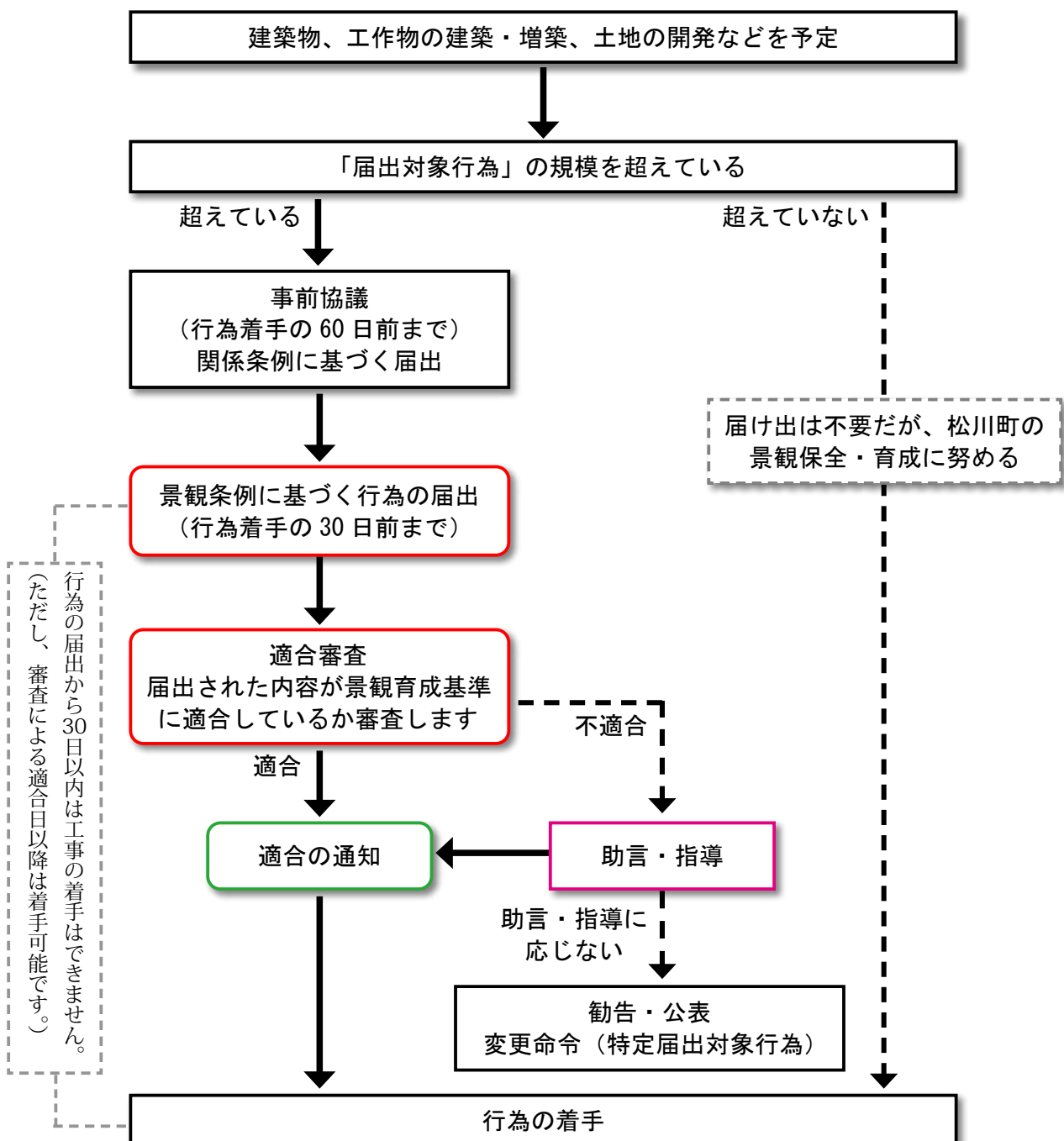
7-1. 届出対象行為

一定規模以上の建築物及び工作物の建築や改築、増築、土地の開発などの行為を行う場合には、事前に松川町へ届出を行い、景観保全・育成基準に適合しているか審査を行います。

町は届出が提出された行為の内容について景観保全・育成基準に照合し、助言や指導を行うこととなります。

また景観保全・育成基準に適合しないと判断した行為については、計画の是正等を勧告や変更命令を行うこととなります。

《行為の届出手続きの流れ》



《届出対象行為の規模の一覧》

行為の種類		届出の対象規模	
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	高さ 10 m を超えるもの又は建築面積が 500 m ² を超えるもの	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更に係る面積が 400 m ² を超えるもの	
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え、色彩の変更	プラント類*1、自動車庫の用途に供する施設、貯蔵施設類*2、処理施設類*3	高さ 10 m を超えるもの又は築造面積 500 m ² を超えるもの
		電気供給・通信施設*4	高さ 20 m を超えるもの
		再生可能エネルギー発電設備*5	発電総容量が 10 キロワットを超えるもの
		煙突、鉄柱、木柱、記念塔等	高さ 10 m を超えるもの
		その他	高さ 10 m を超えるもの
特定外観意匠（公衆の関心を引く形態意匠）		表示面積が 25 m ² を超えるもの	
開発行為等	土地の形質の変更	面積が 500 m ² を超えるもの又は法面等の高さが 3 m を超えるもの	
	土石類の採取又は鉱物の掘採		
	木竹の伐採	面積が 1,000 m ² を超えるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	面積が 500 m ² を超えるもの又は高さが 3 m を超えるもの	
	水面の埋立て又は干拓	面積が 1,000 m ² を超えるもの	

※増築・改築については増築後、改築後に当該規模を超えるものを含まず。

*1 プラント類：コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの

*2 貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

*3 処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

*4 電気供給・通信施設：電気事業法第 2 条第 9 号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法第 2 条第 1 号に規定する「電気通信」のための施設

*5 再生可能エネルギー発電設備：太陽光発電設備のうち 10 キロワット以上のもの（ただし、建物の屋根上に設置される設備は対象外とする。）風力発電設備、バイオマス発電設備、その他の再生可能エネルギー発電設備

■届出対象行為の適用除外

景観法・松川町景観条例に定める行為

- ・通常の管理行為、軽易な行為
- ・非常災害のため必要な応急処置として行う行為
- ・農林漁業を営むために行う行為 ほか



7-2. 景観育成基準

良好な景観保全及び育成のため、地域区別に「景観育成基準」を設けます。

なお、自然公園法及び長野県立自然公園地区については、自然公園法に基づく行為許可が必要となります。

また再生可能エネルギー発電設備の設置については、「松川町再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」にて運用します。

(1) 共通事項

■全ての地域に共通する事項

基 準
<p>(1) 松川町の景観の特徴となっている眺望景観の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、地域への導入部となる街路等からの見通しや地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。</p> <p>ア 良好な景観の育成に資する被眺望地となる景勝地等への眺望を阻害することがないように努めること。(被眺望地となる景勝地は松川町景観審議会を経て定める)</p> <p>イ 中央アルプス、南アルプス、河岸段丘林等への眺望を阻害することがないように努めること。</p> <p>ウ 沿道等からの眺望景観を保全するため、中央アルプス、南アルプス、河岸段丘林の保全や周辺の基調となる優良な景観との調和に努めること。</p>
<p>(2) うるおいのある良好な空間をつくるため、緑化にあたっては、既存の樹木を極力活かすとともに、大径木や良好な樹木などを活用するとともに、周辺の樹木と調和した樹種や地域の自然植生を考慮した樹種を選定するなど、地域の特性を生かしたものとし、周辺の景観と調和するよう努めること。</p>
<p>(3) 建築物の建築、工作物の設置、土地の形質変更等の行為は、景観に与える影響が大きいため、このような行為を行うに当たっては、景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、次のとおりとする。</p> <p>ア 広域的な観点から景観に与える影響に配慮するとともに、地域の景観の育成に寄与するよう配慮すること。</p> <p>イ 威圧感や殺風景な印象を与えないよう配慮するとともに、屋上設備や広告物等付帯設備を含め全体としてまとまりのある景観の育成に配慮すること。</p> <p>ウ 建築物が連坦する地域にあっては、まちなみという連続した空間の一部であることを認識し、一体性の確保に配慮すること。</p>

■土地の形質の変更

事 項	基 準
変更後の土地の形状、修景、緑化等	<p>(ア) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。</p> <p>(イ) 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</p> <p>(ウ) 敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</p>

■土石の採取及び鉱物の掘採

事 項	基 準
採取等の方法、採取等後の緑化等	<p>(ア) 周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の周辺の緑化等に努めること。</p> <p>(イ) 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。</p>

■屋外における物件の堆積又は貯蔵

事 項	基 準
堆積、貯蔵の方法及び遮へい方法	<p>(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</p> <p>(イ) 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</p>

■木竹の伐採

事 項	基 準
木竹の伐採	<p>(ア) 重要な眺望場所の近傍については、眺望のため、適切な維持・管理に努めること。 (重要な眺望場所は松川町景観審議会を経て定める)</p> <p>(イ) 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努めること。</p> <p>(ウ) 道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにすること。</p> <p>(エ) やむを得ず伐採が必要な場合は、周辺の景観及び植生を勘案して植栽等の代替措置を講ずること。</p>



「松川町再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」における（工 周辺の環境や、景観に配慮する事項）については、次の事項とします。

行為	事項	基準
再生可能エネルギー発電設備の新設・増設・改修	全体	(1)稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避ける。やむを得ずそのような場所を選定する場合は、尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないように、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。 (2)公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、必要に応じて完成予想図の作成（シミュレーション）等の実施を検討する。
	配置	(1)敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界からできるだけ後退させる。 (2)施設の規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避ける。
	規模	(1)周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さは極力抑える。 (2)主要な道路や公共的な眺望点から見える場合は、太陽電池モジュールの垂直投影面積を極力抑える
	形態・意匠	(1)当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせる。 (2)太陽電池モジュールの傾斜角は、周囲の山並み、建築物の屋根等と極力整合させる。 (3)太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路等から見えにくくする。
	材料・色彩等	(1)低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行う。また、素材の結晶が目立たないものを選択する。 (2)黒又は濃紺を基本とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。 〈フレーム〉 (1) 低反射の素材を用いる。 (2) 太陽電池モジュールと同系色を用いる。
	付属設備	(1)フェンス等については、色彩、形態・意匠に配慮する。 (2)電柱電線類については、極端に増加させないように、低減に努める。 (3)架台、パワーコンディショナー及び変圧器等の付属設備については、色彩等に配慮する。
	敷地の緑化	(1)植栽計画にあたっては、効果が早期に発揮できるよう、根巻きを行った苗などの使用を検討するとともに、植栽間隔や苗木の大きさに配慮する。 (2)樹種の選定にあたっては、外来種及び低木性の樹種を避け、地域に適した植生とする。
	その他	(1)施設の規模が大きく主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する。 (2)施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い、景観の保守に努める。

(2) 市街地地域

行 為	事 項	基 準
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	ア 配 置	<p>(ア) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。</p> <p>(イ) 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。</p> <p>(ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。</p> <p>(エ) 中央アルプス、南アルプス、河岸段丘林等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。</p>
	イ 規 模	<p>(ア) 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする事。</p> <p>(イ) 高さは周辺のまちなみとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。</p>
	ウ 形態・意匠	<p>(ア) 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p> <p>(イ) 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。</p> <p>(ウ) 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めること。</p> <p>(エ) 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。</p> <p>(オ) 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。</p> <p>(カ) 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(キ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</p> <p>(ク) 屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。</p> <p>(ケ) 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</p> <p>(コ) 屋外喫煙所等を設ける場合には、外部から見えにくいよう工夫をすること。</p>
	エ 材 料	<p>(ア) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</p> <p>(イ) 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。</p> <p>(ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</p>
	オ 色 彩 等	<p>(ア) 屋根、外壁等の色彩は、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。</p> <p>(イ) 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</p> <p>(ウ) 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。</p>



行為	事項	基準
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	カ 敷地の緑化	(ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 (イ) 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 (ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 (エ) 使用する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 (オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。
	キ 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠（以下「特定外観意匠」という。）に関する付加基準	(ア) 配置 <ul style="list-style-type: none"> ・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。 (イ) 規模、形態・意匠 <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる周辺の景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 (ウ) 材料 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。 (エ) 色彩等 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。

(3) 工業団地地域

行 為	事 項	基 準
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	ア 配 置	<p>(ア) 道路側に緩衝地を確保できるように5 m以上後退するよう努めること。</p> <p>(イ) 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</p> <p>(ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。</p> <p>(エ) 中央アルプス、南アルプス、河岸段丘林等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。</p>
	イ 規 模	<p>(ア) 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。</p> <p>(イ) 高さは周辺のまちなみとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。</p>
	ウ 形態・意匠	<p>(ア) 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p> <p>(イ) 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。</p> <p>(ウ) 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めること。</p> <p>(エ) 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。</p> <p>(オ) 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。</p> <p>(カ) 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(キ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</p> <p>(ク) 屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。</p> <p>(ケ) 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</p> <p>(コ) 屋外喫煙所等を設ける場合には、外部から見えにくいよう工夫をすること。</p>
	エ 材 料	<p>(ア) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</p> <p>(イ) 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。</p> <p>(ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</p>
	オ 色 彩 等	<p>(ア) 屋根、外壁等の色彩は、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>(イ) 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</p> <p>(ウ) 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。</p>



行 為	事 項	基 準
<p>(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p>	<p>カ 敷地の緑化</p>	<p>(ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。</p> <p>(イ) 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</p> <p>(ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</p> <p>(エ) 使用する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</p> <p>(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</p>
	<p>キ 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠（以下「特定外観意匠」という。）に関する付加基準</p>	<p>(ア) 配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。 <p>(イ) 規模、形態・意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる周辺の景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 <p>(ウ) 材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。 <p>(エ) 色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。

(4) 沿道地域

行 為	事 項	基 準
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	ア 配 置	<p>(ア) 特に支障のある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するように努めること。</p> <p>(イ) 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</p> <p>(ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。</p> <p>(エ) 中央アルプス、南アルプス、河岸段丘林等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。</p>
	イ 規 模	<p>(ア) 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。</p> <p>(イ) 高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないように努めること。</p>
	ウ 形態・意匠	<p>(ア) 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p> <p>(イ) 背景の中央アルプス、南アルプス、河岸段丘林及び周辺の建築物等の形態との調和に努めること。</p> <p>(ウ) 建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるよう努めること。</p> <p>(エ) 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。</p> <p>(オ) 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。</p> <p>(カ) 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(キ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</p> <p>(ク) 屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。</p> <p>(ケ) 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</p> <p>(コ) 屋外喫煙所等を設ける場合には、外部から見えにくいよう工夫をすること。</p>
	エ 材 料	<p>(ア) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</p> <p>(イ) 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。</p> <p>(ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</p>
	オ 色 彩 等	<p>(ア) 屋根、外壁等の色彩は、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>(イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。</p> <p>(ウ) 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。</p>



行為	事項	基準
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	カ 敷地の緑化	(ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 (イ) 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 (ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 (エ) 使用する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 (オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。
	キ 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠（以下「特定外観意匠」という。）に関する付加基準	(ア) 配置 <ul style="list-style-type: none"> ・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。 (イ) 規模、形態・意匠 <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる周辺の景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 (ウ) 材料 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。 (エ) 色彩等 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・使用する色数を少なくするよう努めること。 ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。

(5) 田園居住地域

行 為	事 項	基 準
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	ア 配 置	<p>(ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。</p> <p>(イ) 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</p> <p>(ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。</p> <p>(エ) 中央アルプス、南アルプス、河岸段丘林等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。</p>
	イ 規 模	<p>(ア) 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。</p> <p>(イ) 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。</p>
	ウ 形態・意匠	<p>(ア) 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p> <p>(イ) 背景の中央アルプス、南アルプス、河岸段丘林及び田園の広がりには調和する形態とすること。</p> <p>(ウ) 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の中央アルプス、南アルプス、河岸段丘林、周辺の建築物との調和に努めること。</p> <p>(エ) 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。</p> <p>(オ) 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。</p> <p>(カ) 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(キ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</p> <p>(ク) 屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。</p> <p>(ケ) 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</p> <p>(コ) 屋外喫煙所等を設ける場合には、外部から見えにくいよう工夫をすること。</p>
	エ 材 料	<p>(ア) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</p> <p>(イ) 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。</p> <p>(ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</p>
	オ 色 彩 等	<p>(ア) 屋根、外壁等の色彩は、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。</p> <p>(イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。</p> <p>(ウ) 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。</p>



行為	事項	基準
<p>(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p>	<p>カ 敷地の緑化</p>	<p>(ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。</p> <p>(イ) 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</p> <p>(ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</p> <p>(エ) 使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。</p> <p>(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</p>
	<p>キ 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠（以下「特定外観意匠」という。）に関する付加基準</p>	<p>(ア) 配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。 <p>(イ) 規模、形態・意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる周辺の景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 <p>(ウ) 材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。 <p>(エ) 色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。 ・使用する色数を少なくするよう努めること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。

(6) 山地・高原地域

行 為	事 項	基 準
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	ア 配 置	(ア) 道路側からできるだけ後退し、既存林を残せるように努めること。 (イ) 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。 (ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 (エ) 地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。また、りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。
	イ 規 模	(ア) 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。こと。 (イ) 高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。
	ウ 形 態 ・ 意 匠	(ア) 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 (イ) 周辺の山並みと調和する形態とすること。 (ウ) 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の山並みとの調和に努めること。 (エ) 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。 (オ) 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。 (カ) 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 (キ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 (ク) 屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。 (ケ) 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 (コ) 屋外喫煙所等を設ける場合には、外部から見えにくいよう工夫をすること。
	エ 材 料	(ア) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 (イ) 反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をすること。 (ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。
	オ 色 彩 等	(ア) 屋根、外壁等の色彩は、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 (イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。 (ウ) 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。



行為	事項	基準
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	カ 敷地の緑化	(ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 (イ) 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 (ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 (エ) 使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。こと。 (オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。
	キ 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠（以下「特定外観意匠」という。）に関する付加基準	(ア) 配置 <ul style="list-style-type: none"> ・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。 (イ) 規模、形態・意匠 <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる周辺の景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 (ウ) 材料 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。 (エ) 色彩等 <ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 ・使用する色数を少なくするよう努めること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。

(7) 色彩の基準について

景観を構成する素材は、素材技術の発達により様々な色彩が見られるようになりました。色彩は、景観を構成する重要な要素の1つで、建物の規模や形などと同様に周辺に大きな影響を与えます。

このため本町のみならず飯伊地域としても良好な景観の育成を図るため、色彩について基準を設けます。

○屋根及び外壁は、マンセル値（JIS Z 8721）による以下の色彩を基調とすること。

<市街地地域及び沿道地域>

- ・赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY) の色相においては彩度8以下
- ・その他の色相においては彩度4以下
- ・明度は周辺景観と調和するよう努めること

<その他の地域>

- ・赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY) の色相においては彩度6以下
- ・その他の色相においては彩度4以下
- ・明度は周辺景観と調和するよう努めること

○ただし、次に該当するものは、この限りではありません。

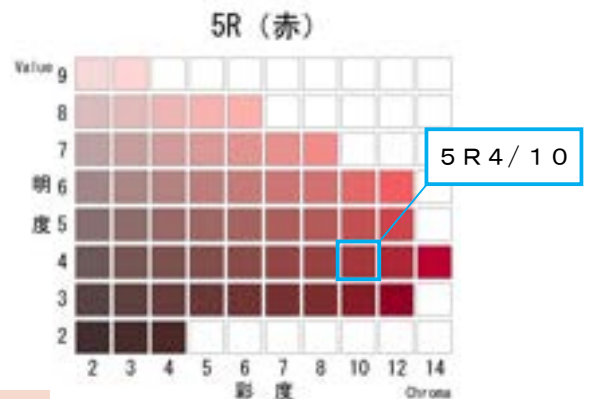
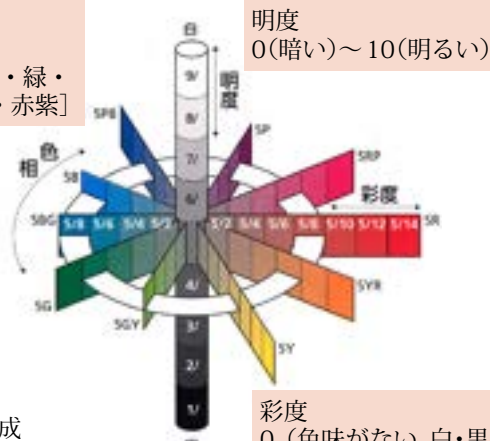
- ・外壁の各面の見付面積の5分の1以内のアクセント色として着色される部分で、景観上支障がないもの
- ・表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材が本来持つ色彩
- ・地域の伝統的な建築物等及びその特徴的な形態・意匠を継承するものの色彩や伝統的塗装色
- ・その他法令等で着色が義務づけられている色彩

マンセル値とは

マンセル値とは、色彩を正確に表す方法として一般に広く利用され、日本では JIS Z8721 として規格化されています。

マンセル値では一つの色彩を「色相」「明度」「彩度」の3つの属性の組み合わせによって表現しています。

色相
10種の基本色
[赤・黄赤・黄・黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫]



「5アール、4の10」と読み、色相5R、明度4、彩度10を表す。

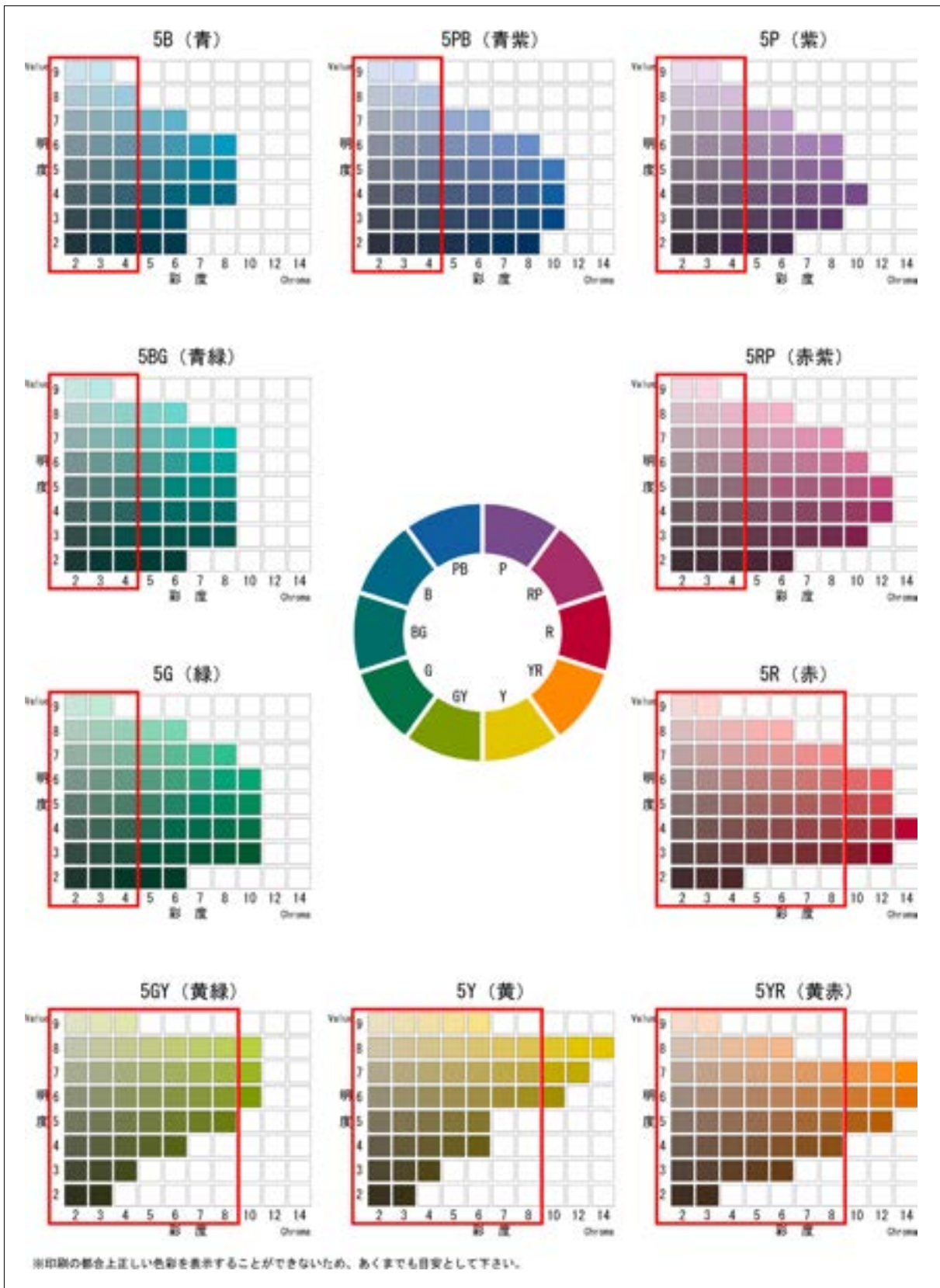
参考：長野県景観育成
デザインマニュアル



【屋根及び外壁の色彩基準】

①市街地地域、沿道地域

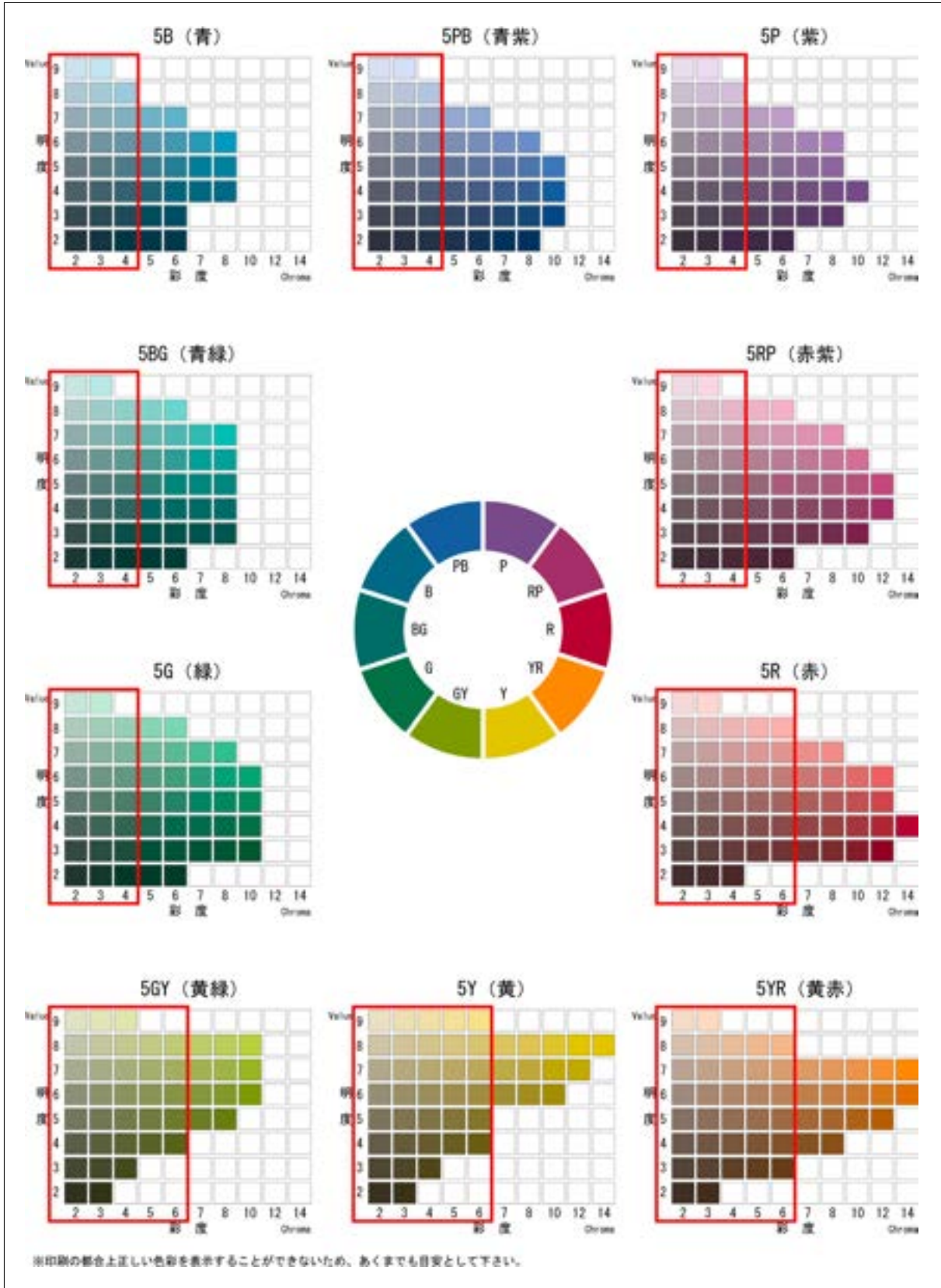
使用できる色彩は赤枠に囲まれる範囲です。



【屋根及び外壁の色彩基準】

②山地・高原地域、田園居住地域、工業団地地域

使用できる色彩は赤枠に囲まれる範囲です。



8. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定に関する事項

松川町の特徴的な景観を構成している建造物や樹木は、地域のシンボルであり、地域や住民に親しまれているものがあります。

これらについては町の魅力を伝える重要な要素として後世に継承すべきものであり、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」として指定し、保全・活用に努めます。

「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定方針は次のとおりとします。

8-1. 景観重要建造物の指定の方針

本町の歴史、文化や風土などが感じられる外観の優れた建造物で、次に示す事項に該当するものを景観重要建造物として指定します。

なお、景観重要建造物を指定した場合、所有者に対して必要な助言や支援を行います。

- 地域の歴史や文化的な特色を有し、保全・継承していく必要性の高い建造物
- 歴史的、建築的に価値をもつ建造物
- 優れたデザインで、町や地域のシンボルとなっている建造物
- 多くの町民、観光客等に愛され、親しまれている建造物

[景観重要建造物の指定に伴う制限と緩和について]

現状変更の規制	景観行政団体の長（松川町長）の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。
所有者の管理義務	所有者及び管理者は、適切に管理しなければならない。
損失の補償	現状変更等の規制に伴う損失が発生した場合は、その損失が補償される。
管理協定の締結	景観行政団体または景観整備機構と管理協定を結ぶことで、管理に関する負担が軽減される。
建築基準法の特例	国土交通大臣の承認を得て、建築基準法の外観に影響を及ぼす制限の除外又は緩和が可能
相続税法の特例	景観重要建造物及びその敷地について、評価額を適正な水準に評価。（相続税の減免）

8-2. 景観重要樹木の指定の方針

地域の象徴となっている優れた樹木で、次に示す事項に該当するものを景観重要樹木として指定します。

なお、景観重要樹木を指定した際、所有者に対して必要な助言や支援を行います。

- 町または地域のシンボル、ランドマークとなっている樹木
- 地域の歴史や文化を感じさせるなど、地域の景観形成上重要な役割を果たしている樹木
- 多くの町民、来訪者等に愛され、親しまれている樹木
- 地域に古くから立っている樹木で、放置すると維持や保全が困難となる樹木

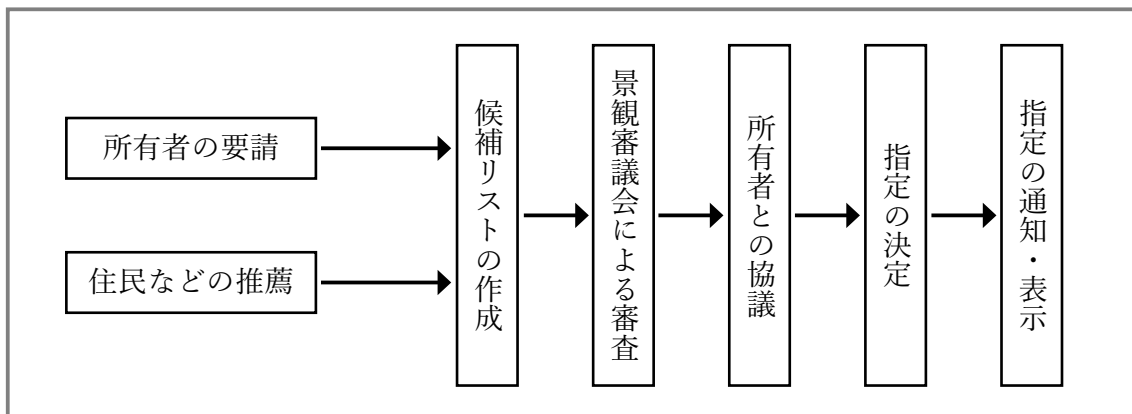
[景観重要樹木の指定に伴う制限と緩和について]

現状変更の規制	景観行政団体の長（松川町長）の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。
所有者の管理義務	所有者及び管理者は、適切に管理しなければならない。
損失の補償	現状変更等の規制に伴う損失が発生した場合は、その損失が補償される。
管理協定の締結	景観行政団体または景観整備機構と管理協定を結ぶことで、管理に関する負担が軽減される。

8-3. 景観重要建造物等の指定に係る手続き

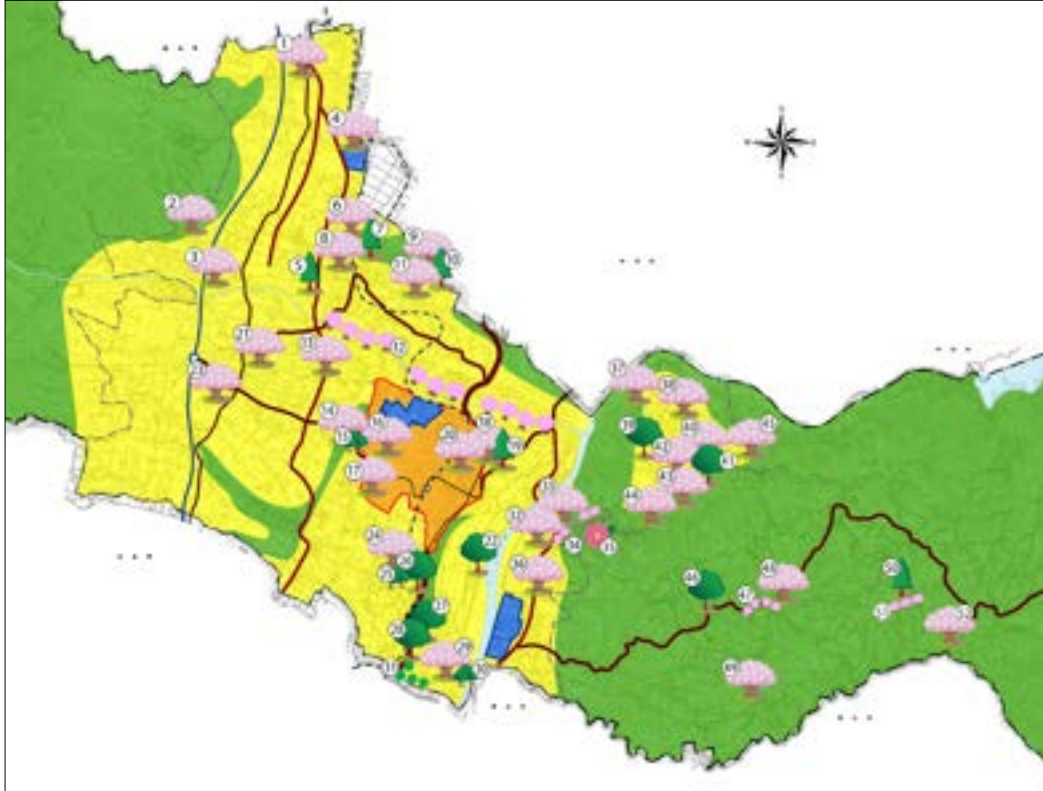
景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針に即し、所有者からの要請又は地域や住民からの要望を受けて町長が指定します。指定に係る手順は次のとおりです。

[景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の流れ]



【参考】景観重要樹木の検討候補イメージ

平成30年度に行った地域別懇談会（ワークショップ）にて樹木についても寄せられました。こうした地域の皆さんに大事にされている樹木が「景観重要樹木」の候補にもなると考えられます。



1	関宮神社の桜	27	カヤの大木（古町）
2	片桐神社の桜	28	カヤの大木（古町）
3	むらやま公園の八重桜	29	台城公園の桜
4	信州航空電子の桜	30	台城公園のクヌギ林
5	諏訪形神社のモミの木	31	雑木林（古町）
6	ぼたもち山の桜	32	福与保育園の桜
7	大高日神社のヒノキ	33	円満坊のコヒガンザクラ（天然記念物）
8	松川北小学校の桜	34	部奈坂の桜並木
9	御射山神社の枝垂れ桜（天然記念物）	35	部奈坂のサザンカ
10	御射山神社のスギ	36	三柱神社の桜
11	瑞応寺の枝垂れ桜	37	さとやま自然園の桜
12	片桐松川沿いの桜並木	38	部奈第四常会所の桜
13	原田の桜	39	カヤの木（部奈）
14	城山公園の桜	40	前田諏訪神社の桜
15	城山公園の森	41	前田諏訪神社のカシの木
16	松川中学校の桜	42	部奈文化伝承センターの桜
17	松川中央小学校の桜	43	三ツ森堤の桜
18	大洲七相神社の桜（天然記念物）	44	茸尻桜公園の桜
19	大洲七相神社の千年杉（天然記念物）	45	山口公園の桜
20	双葉保育園の桜	46	旧生田村役場跡のメタセコイア
21	大島保育園の桜	47	生田グラウンド周辺の桜
22	松川浄化センターのヤナギ	48	富加田屋の枝垂れ桜
23	円通庵の枝垂れ桜（天然記念物）	49	長峰公会堂の枝垂れ桜
24	妙泉寺の桜	50	旧松川東小学校の五本松
25	神護原神社の森	51	旧松川東小学校周辺の桜
26	カヤの大木（古町）	52	柄山神社の枝垂れ桜

9. 良好な景観保全と育成のために必要な事項

9-1. 屋外広告物の表示、設置等の制限

(1) 基本的事項

屋外広告物は、町民や来訪者等に多くの情報を与えるとともに、町の印象を伝えるなどの効果があります。

しかし、幹線道路沿道などを中心に、派手な色彩の広告物や特定の場所における集中的な掲出など、屋外広告物の無秩序な掲出、氾濫が顕在化しつつあり、良好な景観への影響が懸念されています。

現在、本町における屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「長野県屋外広告物条例」に基づき規制が行われています。

当面は、長野県条例の周知と適切な運用により、屋外広告物等の規制・誘導を図っていますが、将来的には、本計画および屋外広告物法に基づく「松川町屋外広告物条例」の制定を検討し、これに基づいて町の実情に即した規制・誘導を目指します。

(2) 行為の制限に関する事項

本計画では、将来の町独自の規制・誘導に向け、景観形成の観点から屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する基準の考え方を次のように定めます。

■基本的な考え方

良好な景観の維持保全を図る必要性が高いところにおいては、自然景観や地域景観に著しくなじまないもの、目立つものとならないよう、周辺景観に調和するよう十分に配慮します。

■屋外広告物設置基準の考え方（案）

項目	設置基準の考え方
位置、形状、規模、意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設や良好な眺望場所の周辺など、景観の維持保全を図る必要性が高いところにおいては、当該施設が醸し出す地域イメージを損ねないよう、掲出位置に配慮する。 ○屋外広告物等については、必要最小限度の大きさ、設置個数にとどめるとともに、道路の快適な見通しの確保、良好な自然景観や田園景観との調和に配慮する。 ○主要な幹線道路沿いに、幟や旗などの一時的な広告やサインを連続的に設置しない。やむを得ず設置する場合は、必要最小限度の設置個数にとどめる。 ○広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。 ○高速道路IC付近や幹線道路交差点付近に乱立している看板類等については、できるだけコンパクトに集約化することとし、大きさや向きを揃えるなど、まとまり感に配慮するとともに、修景や緑化に努める。 ○老朽看板については、撤去しなければいけない。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、けばけばしくならないよう努める。 ○安全上その他の理由によりやむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用してはならない。
素材	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に配慮する。 ○耐久性に優れ、維持管理が容易な素材を用いるよう努める。
照明	<ul style="list-style-type: none"> ○照明機器は、必要最小限とするよう努める。 ○照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量等に十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにする。 ○ネオン管など光源が露出した素材は使用しない。



(3) 統一看板（サイン）の活用推進

看板（サイン）は、来訪者への案内情報や店舗、事業所等の情報を伝えるための情報媒体として重要な役割を果たします。

これらの看板は、幹線道路の沿道や建物、電柱など様々な場所に掲出されることから、まちなみ景観を形成する要素としても重要です。

伊那地域では、NPO 団体（三風の会）や大学、行政が連携して、伊那谷の美しい風景を未来に継承していくため、デザインマニュアルを策定し統一サインデザイン「三風デザイン」の普及に取り組んでいます。

本町においてもデザインの統一に努め、景観に配慮したサインの普及を推進します。



参考：三風モデル看板（サイン）デザインマニュアル（三風の会）

9-2. 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 基本的事項

道路、河川、公園等の公共施設は、景観を構成する重要な要素であり、その周辺の自然環境やまちなみと調和した整備や管理を行うことにより、効果的な景観形成が可能となります。

このため、本町の景観形成上特に重要な公共施設について、「景観重要公共施設」に指定し、地域のまちづくりと連携して、景観に配慮した整備を推進します。

(2) 指定に関する事項

本町の景観形成上、特に重要な公共施設については、次の指定基準に基づき「景観重要公共施設」として指定します。

「景観重要公共施設」の指定にあたっては、今後、公共施設管理者と協議・同意を得るとともに、「松川町景観審議会」の意見を聴くものとします。

■指定基準（案）

- 良好な景観を有し、本町のシンボルとなっている河川
- 賑わいと交流の軸となっている道路や優れた眺望を有する道路など
- 特徴的な景観を有する橋梁、護岸や堰堤などの土木構造物
- 多くの町民、観光客等に親しまれているシンボリックな公園

注) 公共建築物や鉄道駅等の公共的な建造物は景観重要公共施設でなく景観重要建造物として指定します。

(3) 整備に関する事項

指定された「景観重要公共施設」については、地域まちづくりや観光まちづくりなどと連携しながら、良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

「景観重要公共施設」の整備にあたっては、今後、公共施設管理者と協議・同意を得るとともに、「松川町景観審議会」の意見を聴くものとします。

また、景観重要公共施設に限らず、景観に配慮した施設整備を推進するため、「(仮称)松川町公共施設デザインガイドライン」や「(仮称)松川町サイン計画」等の策定を検討します。

■景観重要公共施設の整備方針（案）

- 景観に配慮した工作物・構造物の整備
 - ・道路：舗装、ガードレール等の交通安全施設、擁壁・法面、ストリートファニチャー等
 - ・河川：護岸、水辺空間、管理道路、河川占用物など
 - ・公園：園路、広場、出入口、トイレなどの施設・各種工作物など
- 統一された公共サインの設置
- 眺望に配慮した工作物の設置
- 眺望場所の整備
- 地域の特性に応じた道路や河川の緑化推進
- 道路や河川の眺望や、移動による景観の変化への配慮
- 屋外広告物の適正な規制・誘導
- 周辺の良い既存樹林地の保全



9-3. 眺望景観の保全と育成に関する事項

本町の良好な眺望景観は、「松川町らしさ」を感じさせる貴重な景観資源であり、町民や観光客等、多くの人々の心を惹きつける重要な観光資源でもあります。

この風景資産を大切に維持・保全していくとともに、その印象と魅力をさらに高め、観光や景観まちづくりに活用していくため、次のような取り組みを促進します。

<眺望景観の保全・育成に向けた取り組み>

■良好な眺望場所の選定

町民や来訪者等からの公募、住民参加イベントなどを通じて、町内の良好な眺望場所（ビューポイント）を選定し、眺望景観の保全・育成に関する事項を定めます。また、景観眺望マップの作成等により、積極的なPRに努めます。

■良好な眺望場所の整備

良好な眺望場所については、眺望広場の整備、サイン類の設置など、魅力の向上を図るとともに、必要に応じて電線類、広告・看板、眺望障害樹木など景観を妨げている要因の改善を図ります。

■良好な眺望に対する景観コントロールの推進

眺望上重要な場所については、その周辺および眺める範囲（眺望域）に関わる建築物等に対し、良好な眺望を損なわないよう適切な誘導を図ります。

参考 信州ふるさとの見える丘（長野県が認定したビューポイント）

信州ふるさとの見える丘	
番号	第0503号
名称	アルプスビューファームズ部奈
場所	下伊那郡松川町生田2786周辺
形態	公園(駐車場10台)
面積	10,000㎡
眺望の特徴	天竜川から約200mの高台にあるビューポイント。眼下に天竜川、正面には河岸段丘上に広がる街並みや農地、恵那山から空木岳、木曾駒ヶ岳、経ヶ岳へと連なる中央アルプスが広がっています。この眺めは伊那谷に暮らす人々の生活そのものです。




10. 景観まちづくりの推進に向けて

10-1. 景観に対する町民意識の醸成

(1) 景観に対する啓発活動の推進

本町の景観の魅力や景観育成に対する考え方を多くの住民や来訪者、事業者等を知ってもらい、景観に対する理解と関心を深めていくための啓発活動を促進します。

■主な啓発活動（例）

- 「(仮称) 松川町景観百選」「ビューポイント選定」の実施（公募による選定、観光PRなど）
- 景観まちづくりに関するシンポジウム・講演会等の開催、景観懇談会等の開催
- 風景体験イベントの開催（まち歩きイベントなど）
- 地域単位の景観マップの作成、全町的な景観マップの作成
- 四季を通じたPRと啓発活動の充実
- インターネットを活用したPRの充実 など

(2) 景観に関する情報の提供

本町の景観に関する情報を町民・来訪者、事業者等が気軽に入手できるよう、公共施設や観光交流拠点（松川町観光案内所みらい、清流苑など）、松川町公式ホームページなどを活用し、次のような景観に関連する情報の提供を推進します。

■提供する主な情報（例）

- 松川町の景観の紹介（景観マップ、ビューポイント等の特徴的な景観、景観資源、行事・祭事、イベント紹介など）
- 景観の行政窓口に関すること
- 「松川町景観計画」や「松川町景観条例」に関すること
- 建築物等の届出手続き、景観形成基準に関すること
- 景観形成活動の支援に関すること
- 町内の景観育成や地域おこしに携わる団体やNPO、サークル活動に関すること など

(3) 景観表彰制度の創設

町民や事業者等の景観まちづくりを促進するため、景観に関する優れた取り組み（景観育成活動、建築物、動植物の保全・育成活動、生け垣・オープンガーデン、緑化活動や維持管理、美化活動など）に対する「景観表彰制度」を創設します。

その選定や表彰にあたっては、松川町景観審議会で行います。



10-2. 住民の景観育成活動の促進

(1) 住民の話し合いの場や懇談会等の提供

住民参加による景観まちづくりを推進するため、住民が景観まちづくりに対して自由に話し合える場（住民懇談会、ワークショップ等）や機会の提供を図ります。

(2) 住民等の自主的な景観育成活動の促進

本町では、松川町花いっぱい活動美化事業や地域、集落ごとに行っている草刈りや清掃美化活動など、景観育成に関わる活動が行われています。

また、その主体も個人からボランティア、自治会区、住民団体、事業所、NPOなど様々で、今後の景観育成に大きな役割を果たしていくことが期待されます。

こうした住民主体による自発的な景観育成活動への支援を図り、活動の輪を広げていきます。

■住民等の自主的な活動への支援（例）

- 景観育成、まちづくり活動団体の認定・登録制度の創設
- 公共施設の計画づくりへの住民参加
- 景観に関わるルールづくりの推進（景観協定、景観育成協定）など

(3) 観光戦略と連携した景観育成の促進

町では、くだもの狩りや清流苑、祭りや交流イベントなど、年間を通じて様々な観光交流施策を行っています。

今後も、松川町版DMO（南信州まつかわ観光まちづくりセンター）と連携し、町の活性化や観光交流の促進を図るとともに、交流を通じて景観への理解を深めることやマナーの向上につながるなど、本町の景観育成と地域活性化が好循環を生み出すよう、参加と協力を促していきます。

10-3. 住民協定の推進

景観法に基づく「景観協定」は協定を結んだ住民の皆さんが守る自主的なルールです。

この協定は、景観行政団体の認可が必要となりますが、景観計画より細かく自分たちでルールを定めることができる他、土地の所有者が変わっても、協定の内容は引き継ぐことができます。

しかし、景観協定は土地の所有者や借地権者全ての合意形成が必要となるため、景観協定締結に向けては時間を要します。

このため町条例に基づいた「景観育成住民協定」の締結も併せて推進し、これらの取り組みを締結して景観形成に取り組む『意欲的な地域』に対して活動を支援していきます。

「景観協定」や「景観育成住民協定」は協定を結んだ地域の皆さんが守る自主的なルールです。

- ①景観計画より細かく、独自にルールを定め、景観形成に取り組めます。
- ②土地の所有者が変わっても協定内容を引き継ぐことができます。
- ③町に住んでいる皆さんが協力することで、一体感や交流の創出が期待されます。

<景観協定と景観育成住民協定の要件案>

	景観協定	景観育成住民協定
法的根拠等	景観法	景観条例
締結主体	一団の土地所有者や借地権者	10軒(10人)以上の建築物等の所有者や使用者
合意	全員	2/3以上
対象	建築物・工作物 屋外広告物 農用地 その他良好な景観に関わるもの	建築物・工作物 屋外広告物 緑化 自動販売機 その他景観育成に関わるもの
定められること	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の形態意匠に関する基準 ・建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準 ・工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準 ・樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項 ・屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準 ・農用地の保全又は利用に関する基準 ・その他良好な景観の形成に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物・工作物などの位置・規模・デザイン・色彩などに関すること ・広告物の規模・色彩・素材などに関すること ・敷地や沿道の緑化・樹木の保存などに関すること ・自動販売機の設置に関すること ・その他、小公園の整備や美化清掃など景観育成に関すること
違反措置	<ul style="list-style-type: none"> ・協定運営委員会からの是正措置 ・是正措置に従わない場合は民事訴訟 	特に無し ただし協力依頼を続ける



10-4. 景観まちづくりの体制、仕組みの充実

(1) 「松川町景観条例」の効果的な運用

「松川町景観計画」に掲げる景観施策を総合的に推進していくため、計画の策定と併せて制定した「松川町景観条例」の効果的な運用を図ります。

(2) 景観に関する窓口体制の充実

景観に関する相談窓口の設置を行なうとともに、住民や事業者等の景観に対する相談・情報提供などの窓口機能の充実を図ります。

また、景観まちづくりに関する連絡・協議・調整を行う場として、関係各課で構成される横断的な連絡組織の設置も併せて検討します。

(3) 「景観審議会」の効果的な運用

「景観審議会」は、景観計画の変更、景観条例の変更、景観重要公共施設や景観重要建造物および樹木の指定、景観育成住民協定地区の指定、眺望場所の指定など、本町の景観まちづくりに関わる事項を審議する組織です。

今後、景観まちづくりを推進していく上で、景観計画に基づき良好な景観育成に関する事項について審議を行うなど、適切な運用を図ります。

10-5. 景観計画の見直しについて

松川町景観計画は、住民や事業者と連携しながら適正な運用に努めますが、概ね10年をめぐりに、それまでの取り組み状況や新たなまちづくり方針等を勘案して改定を行うこととします。

なお、社会情勢が大きく変わる要素や景観まちづくり政策上、検討の必要が生じた際には、これに問わず見直しを行います。

松川町景観計画

令和3年3月

発行：松川町

〒 399-3303

長野県下伊那郡松川町元大島 3823

電話：0265-36-3111

URL：<https://www.town.matsukawa.lg.jp/>

